

## 12-1-1 豊川市防災会議条例

昭和38年3月27日条例第9号  
改正

昭和47年5月20日条例第19号  
平成7年9月14日条例第25号  
平成12年3月24日条例第6号  
平成24年10月4日条例第29号

### 豊川市防災会議条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、豊川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 豊川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員40人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 愛知県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (3) 愛知県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
  - (4) 市の区域を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
  - (5) 市長がその部内の職員のうちから命ずる者
  - (6) 市の教育委員会の教育長
  - (7) 市長が市の消防機関の長のうちから命ずる者
  - (8) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (9) 市の議会代表者
  - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
  - (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上特に必要と認める者のうちから委嘱し、又は命ずる者
- 6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

#### (専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は命ずる。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

#### (会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年5月20日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年9月14日条例第25号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成9年5月31日までの間に改正後の豊川市防災会議条例第3条第5項の規定により委嘱され、又は命ぜられた委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、委嘱され、又は命ぜられた日から平成9年5月31日までとする。

附 則 (平成12年3月24日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月4日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 12-1-2 豊川市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市防災会議条例（昭和38年条例第9号）に基づき、豊川市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(委員の代理人)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理人を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理人を指名し、会長に届け出でおかなければならぬ。

(会議の招集)

第4条 防災会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議録)

第5条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席者の職名及び氏名

(3) 会議に付した案件及び議事の経過

(4) 議決した事項

(5) その他参考資料

(専決処分)

第6条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整をはかること。

(3) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めるこ。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならぬ。

第7条 防災会議の事務については、危機管理課において処理する。

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和39年8月29日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成5年6月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年7月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

## 12-1-3 豊川市災害対策本部条例

昭和38年3月27日条例第10号

### 改正

平成8年3月15日条例第10号

平成24年10月4日条例第29号

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、豊川市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

**第2条** 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。  
(部)

**第3条** 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

- 2 部に部長及び部員を置く。
- 3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。
- 4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。
- 5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(雑則)

**第4条** この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成8年3月15日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成24年10月4日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 12-1-4 豊川市災害対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市災害対策本部条例（昭和38年豊川市条例第10号。以下「条例」という。）

第4条の規定に基づき災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。

(災害対策本部付)

第3条 災害対策本部付は、教育長、病院事業管理者、その他災害対策本部長が必要と認めるものをもって充てる。

(災害対策本部員)

第4条 災害対策本部員は、各部長、その他災害対策本部長が必要と認めるものをもって充てる。

(本部員会議)

第5条 本部員会議は、本部長、副本部長、本部付、本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議する。

### 2 本部員会議の協議事項

- (1) 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- (2) 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (3) 避難のための立退き指示に関すること。
- (4) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- (5) 指定地方行政機関、指定公共機関、県及び他市町村に対する応援の要請に関すること。
- (6) 災害対策に要する経費の処置方法に関すること。
- (7) 交通規制に関すること。
- (8) 労務計画に関すること。
- (9) 配車、その他輸送計画に関すること。
- (10) その他災害対策の重要な事項に関すること。

### 3 本部員会議の開催

- (1) 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。
- (2) 本部員会議は、特別の指示がない限り、市防災センター災害対策本部室で開催する。
- (3) 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (4) 本部員は、必要により所要の職員をともなって会議に出席することができる。
- (5) 本部員は、会議の招集を必要と認めたときは、危機管理監にその旨を申し出る。
- (6) 本部員が会議に出席できないときは、代理の職員を出席させなければならない。

### 4 決定又は指示事項の周知

会議の決定又は指示事項のうち職員に周知を要する事項については、部長は速やかにその徹底を図る。

### 5 本部連絡員

- (1) 本部連絡員は、別表1本部連絡員の項に掲げる者をもって充てる。
- (2) 本部連絡員は、次の事務処理にあたる。
  - ア 本部員会議と各部との連絡及び部相互間の連絡調整に関すること。
  - イ 各部の関係被害、報告等の収集に関すること。
- (3) 本部連絡員の留意事項
  - ア 本部連絡員は、積極的に相互協力を図り、被害及び災害対策活動に関する全般の情報資料の収集及び整理に努める。
  - イ 収集した情報資料は、速やかに本部長に報告する。報告は、書面によることを原則とし、日時間、場所及び提供者、受信者又は作成者の氏名を附記する。

(組織)

第6条 災害対策本部組織は、別表1のとおりとする。

(分掌事務)

第7条 災害対策本部の分掌事務は、別表2のとおりとする。

(補則)

第8条 災害対策本部長は、必要に応じて第6条第1項に規定する部及び班以外の部又は班を設けることができる。

附 則

この要綱は、昭和54年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年11月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年1月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

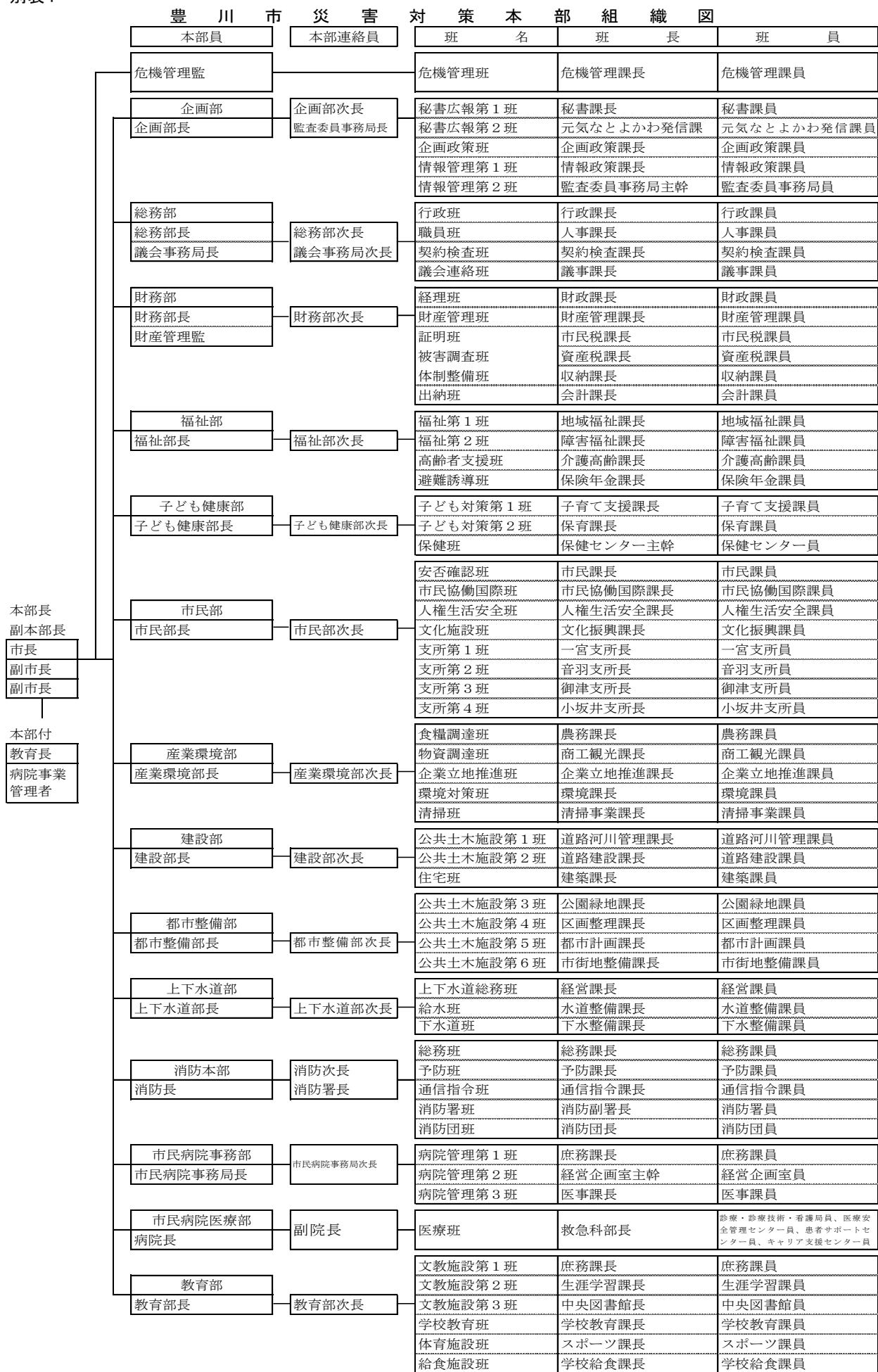
附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

別表1



**災 害 対 策 本 部 各 班 の 分 掌 事 務**

部名	班(課)名	分掌事項
—	各班共通	1 市民の安全確保に関すること。 2 職員の出勤状況の確認に関すること。 3 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 4 災害対策実施状況の記録に関すること。 5 他の班への応援に関すること。 6 各協定に基づく応急対策業務の調整に関すること。
—	危機管理班 (危機管理課)	1 防災会議及び災害対策本部の庶務に関すること。 (1) 災害情報及び被害情報の収集、取りまとめ並びに報告に関すること。 (2) 自衛隊の派遣要請手続に関すること。 (3) 県災害対策本部及び関係機関との連絡に関すること。 (4) 会議記録に関すること。 (5) 公用令書の発行に関すること。 2 防災行政無線等の運用に関すること。 3 県災害対策本部への被害速報に関すること。
企画部	秘書広報第1班 (秘書課) 秘書広報第2班 (元気なとよかわ発信課)	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 市民に対する情報提供に関すること。 3 報道機関に対する情報提供及び連絡に関すること。 4 被害状況等の撮影及び記録に関すること。 5 災害視察者及び見舞者の応接に関すること。
企画部	企画政策班 (企画政策課)	1 国、県への陳情、要望に関すること。 2 総合的な復旧、復興計画の取りまとめに関すること。
企画部	情報管理第1班 (情報政策課) 情報管理第2班 (監査委員事務局)	1 被害情報の整理に関すること。 2 災害対策実施状況の整理に関すること。 3 災害に伴う各種データの作成に関すること。 4 情報システムの復旧及び運営管理に関すること。 5 情報通信網の復旧及び運営管理に関すること。
総務部	行政班 (行政課) 職員班 (人事課)	1 緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付に関すること。 2 被災者生活再建支援金の支給に関すること。  1 職員の出勤状況の把握及び各部門の応援体制の調整に関すること。 2 職員の給食及び保健衛生に関すること。 3 地方公共団体への応援要請、受け入れ及び配置に関すること。 4 地方公共団体等の職員の派遣要請手続に関すること。 5 応援及び派遣職員の給食、執務環境及び保健衛生に関するこ と。 6 労務者の雇用に関すること。
総務部	契約検査班 (契約検査課)	1 災害対策活動に要する資材及び物品の購入に関すること。 2 災害復旧工事の契約及び検査に関すること。
総務部	議会連絡班 (議事課)	1 議会との連絡調整に関すること。
財務部	経理班 (財政課)	1 災害対策関係費の予算措置に関すること。

部名	班（課）名	分掌事項
財務部	財産管理班 (財産管理課)	1 来庁者の安全確保に関すること。 2 車両の確保及び配分に関すること。 3 車両等の燃料確保に関すること。
	証明班・被害調査班・体制整備班 (市民税課・収納課・資産税課)	1 罹災証明及び罹災届出証明に関すること。 2 家屋被害等の調査及び台帳作成に関すること。
出納班 (会計課)		1 見舞金品及び義援金品の受領、保管及び仕分けに関すること。 2 見舞金品及び義援金品の受領に伴う礼状の送付に関すること。 3 災害対策に要する経費及び物品の出納に関すること。
福祉部	福祉第1班 (地域福祉課) 福祉第2班 (障害福祉課)	1 身体障害者、知的障害者、精神障害者の援護に関すること。 2 身体障害者施設、知的障害者施設、精神障害者施設との連絡調整に関すること。 3 義援金の配分に関すること。 4 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関すること。 5 生業資金の貸付に関すること。
	高齢者支援班 (介護高齢課)	1 避難所に指定されている所管施設の開設及び運営管理に関すること。 2 高齢者の援護に関すること。 3 老人福祉施設、居宅介護支援事業者、老人保健施設等との連絡調整に関すること。
避難誘導班 (保険年金課)		1 避難勧告等に伴う避難誘導に関すること。 2 見舞品及び義援品の配分に関すること。
子ども健康部	子ども対策第1班 (子育て支援課) 子ども対策第2班 (保育課)	1 園児の安否確認及び被災状況の調査に関すること。 2 児童福祉施設との連絡調整に関すること。 3 応急保育に関すること。
	保健班 (保健センター)	1 救護所の設置に関すること。 2 救急薬品及び衛生材料の調達に関すること。 3 医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること。 4 被災者の保健指導に関すること。
市民部	安否確認班 (市民課)	1 避難者名簿のとりまとめに関すること。 2 被災者の安否問合せに関すること。

部名	班（課）名	分掌事項
市民部	市民協働国際班 (市民協働国際課)	1 災害ボランティアセンターに関すること。 2 避難所に指定されている所管施設の開設及び運営管理に関すること。 3 外国人の被災相談窓口の開設に関すること。 4 外国人市民に対する情報提供に関すること。
	人権生活安全班 (人権生活安全課)	1 被災者の相談に関すること。 2 避難所に指定されている所管施設の開設及び運営管理に関すること。 3 道路規制に係る警察署等との連絡調整に関すること。
	文化施設班 (文化振興課)	1 施設利用者の安全確保に関すること。 2 避難所に指定されている所管施設の開設及び運営管理に関すること。
市民部	支所第1班 (一宮支所)	1 地区内における被害情報等の収集・取りまとめに関すること。 2 支所内の車両の配分に関すること。 3 支所内の職員の給食及び保健衛生に関すること。
	支所第2班 (音羽支所)	4 地区内における家屋被害等の調査及び台帳作成に関すること。
	支所第3班 (御津支所)	5 地区内における避難情報に伴う避難誘導に関すること。
	支所第4班 (小坂井支所)	6 地区内の避難所及びその他施設との連絡に関すること。
産業部	食糧調達班 (農務課)	1 食糧の調達、給与に関すること。 2 農林水産関係の被害調査に関すること。 3 農林水産関係の被害証明に関すること。
	物資調達班 (商工観光課)	1 避難所に指定されている所管施設の開設及び運営管理に関すること。 2 被服、寝具その他生活必需品の調達、給与又は貸与に関すること。 3 商工業及び観光施設の被害調査に関すること。 4 商工業関係の被害証明に関すること。
環境部	企業立地推進班 (企業立地推進課)	1 臨海埋立地域に対する情報提供及び収集並びに被害調査に関すること。
	環境対策班 (環境課)	1 遺体の収容場所の設置及び管理に関すること。 2 遺体の収容及び埋火葬に関すること。 3 防疫・衛生対策に関すること。 4 入浴施設の設置に関すること。
	清掃班 (清掃事業課)	1 し尿、ゴミの収集及び処理に関すること。 2 ガレキ、廃材等の廃棄物の処理に関すること。 3 豊川環境事業協同組合及び一般社団法人愛知県産業資源循環協会との連絡調整に関すること。

部名	班（課）名	分掌事項
建設部	公共土木施設第1班 (道路河川管理課) 公共土木施設第2班 (道路建設課)	1 土石、竹木等障害物の除去に関すること。 2 工作物等の除去及び保管に関すること。 3 所管工事現場の二次災害防止に関すること。 4 豊川建設業協会、豊川造園建設協同組合及び豊川電気災害安全協力会との連絡調整に関すること。
	住宅班 (建築課)	1 住宅の応急修理に関すること。 2 建築物の応急危険度判定に関すること。 3 応急仮設住宅の建設及び維持管理に関すること。 4 応急仮設住宅の入居及び退去に関すること。 5 住宅金融支援機構の融資に関すること。
都市整備部	公共土木施設第3班 (公園緑地課) 公共土木施設第4班 (区画整理課) 公共土木施設第5班 (都市計画課) 公共土木施設第6班 (市街地整備課)	1 土石、竹木等障害物の除去に関すること。 2 工作物等の除去及び保管に関すること。 3 所管工事現場の二次災害防止に関すること。 4 豊川建設業協会、豊川造園建設協同組合及び豊川電気災害安全協力会との連絡調整に関すること。 5 公共交通機関の運行状況の確認に関すること。 6 帰宅困難者に関すること。
上下水道部	上下水道総務班 (経営課) 給水班 (水道整備課) 下水道班 (下水整備課)	1 応急給水に関すること。 2 応急復旧、応急給水の応援要請、受け入れ及び配置に関すること。 3 所管工事現場の二次災害防止に関すること。 4 豊川浄化センターとの連絡調整に関すること。 5 豊川市上下水道工事協同組合及び豊川建設業協会との連絡調整に関すること。 6 災害応急費の予算措置に関すること。
消防本部	総務班 (総務課)	1 消防本部が収集した被害状況の取りまとめに関すること。 2 消防本部の活動状況の取りまとめに関すること。 3 消火、救急救助の応援要請、受入れ及び配置に関すること。 4 消防機械器具の整備並びに燃料の確保に関すること。
	予防班 (予防課)	1 火災予防に関すること。 2 火災の原因及び被害の調査に関すること。 3 危険物の製造所等の被害調査に関すること。
	通信指令班 (通信指令課)	1 消火、救助活動の指示の伝達及び活動状況の把握に関すること。 2 災害情報の収集に関すること。 3 通信機器等の管理に関すること。
	消防署班 (消防署)	1 現地の被害状況等の収集に関すること。 2 消火、救出救助に関すること。 3 救急業務に関すること。 4 火災、地震その他の災害の防御に関すること。 5 被災地の警戒巡視に関すること。 6 避難誘導に関すること。

部名	班（課）名	分掌事項
消防本部	消防団班 (消防団)	1 火災、地震その他の災害の防御に関すること。 2 消火、救出救助に関すること。 3 被災地の警戒巡視に関すること。 4 避難誘導に関すること。
市民病院事務部	病院管理第1班 (庶務課) 病院管理第2班 (経営企画室) 病院管理第3班 (医事課)	1 一般来院者の安全確保に関すること。 2 救急薬品及び衛生材料（院内）の調達に関すること。 3 医療救護班の派遣に関すること。 4 傷病者の輸送に関すること。 5 機械器具、物品の修理又は購入に関すること。 6 災害応急費の予算措置に関すること。
市民病院医療部	医療班 (診療局) (診療技術局) (看護局) (医療安全管理センター) (患者サポートセンター) (キャリア支援センター)	1 患者の安全確保に関すること。 2 救急患者の収容及び医療、助産に関すること。 3 医療救護班の編成及び救護所における救護活動に関すること。 4 救急薬品及び衛生材料の管理に関すること。
教育部	文教施設第1班 (庶務課)	1 避難所に指定されている所管施設の開設及び運営管理に関すること。
	文教施設第2班 (生涯学習課)	1 避難所に指定されている所管施設の開設及び運営管理に関すること。 2 文化財の被害調査に関すること。
	文教施設第3班 (中央図書館)	1 施設利用者の安全確保に関すること。 2 避難所の運営管理の協力に関すること。
	学校教育班 (学校教育課)	1 児童、生徒の安否確認及び被災状況の調査に関すること。 2 応急教育の実施に関すること。 3 教科書、学用品の給与に関すること。 4 児童、生徒及び教職員の保健衛生に関すること。
	体育施設班 (スポーツ課)	1 施設利用者の安全確保に関すること。 2 避難所に指定されている所管施設の開設及び運営管理に関すること。
	給食施設班 (学校給食課)	1 納食施設における炊出しに関すること。

## 12-1-5 豊川市地震災害警戒本部条例

平成 14 年 6 月 28 日  
条例第 30 号

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 18 条第 4 項の規定に基づき、豊川市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に關し必要な事項を定めるものとする。

### (本部長等)

第 2 条 豊川市地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、豊川市地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、豊川市地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）及び豊川市地震災害警戒本部職員（以下「本部職員」という。）を置く。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が指名する者をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 市の職員のうちから市長が指名する者

(2) 豊川市教育長

(3) 愛知県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(4) 市の区域において業務を行う法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関又は同条第 8 号に規定する指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(5) 前 2 号に掲げる者のほか、地震防災対策上特に必要と認める者のうちから市長が委嘱する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 本部職員は、市の職員のうちから市長が指名する者をもって充てる。

8 本部職員は、警戒本部の事務について、本部長の定めるところにより本部員を補佐する。

### (部)

第 3 条 本部長は、警戒本部の事務を分掌させるため、警戒本部に必要と認める数の部を置く。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が定める。

3 部に部長を置き、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、部に属する本部員又は本部職員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に關し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 12-1-6 豊川市地震災害警戒本部運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市地震災害警戒本部条例（平成14年豊川市条例第30号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、豊川市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に關し必要な事項を定めるものとする。

### (組織等)

第2条 警戒本部の部に班を置く。

2 警戒本部の組織及びその事務の分掌は、別表第1に定めるとおりとする。

### (副本部長等)

第3条 条例第2条第3項の規定に基づき、豊川市地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）として市長が指名する者は、副市長とする。

2 条例第2条第5項の規定に基づき、豊川市地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）として市長が指名し、又は委嘱する者は、別表第2に掲げるとおりとする。

3 条例第2条第7項の規定に基づき、豊川市地震災害警戒本部職員（以下「本部職員」という。）として市長が指名する者は、豊川市職員定数条例（昭和24年豊川市条例第111号）第1条に規定する職員（前項に規定する者を除く。）及び豊川市消防団条例（昭和60年豊川市条例第8号）第1条に規定する消防団員とする。

### (本部員会議)

第4条 豊川市地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、地震防災応急対策等の実施及び実施の推進その他警戒本部の事務に關し必要があると認めるときは、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する豊川市地震災害警戒本部員会議を招集する。

### (事務処理の特例)

第5条 本部長が必要があると認めるときは、この要綱の規定にかかわらず、必要な組織を設置し、又は組織若しくは本部員若しくは本部職員を指定して警戒本部の事務を処理させることができる。

### 附 則

この要綱は、平成14年6月28日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成18年2月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成19年7月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成19年11月21日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成20年1月15日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

### 附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

別表第1(第2条関係)警戒本部の組織

本部長	市長	本部付	教育長
副本部長	副市長		病院事業管理者
副本部長	副市長		

部名・部長	次長等	班名	班長	班員
危機管理監	一	危機管理班	危機管理課長	危機管理課員
企画部 企画部長	企画部次長 監査委員事務局長	秘書広報第1班	秘書課長	秘書課員
		秘書広報第2班	元気なとよかわ発信課長	元気なとよかわ発信課員
		企画政策班	企画政策課長	企画政策課員
		情報管理第1班	情報政策課長	情報政策課員
		情報管理第2班	監査委員事務局主幹	監査委員事務局員
総務部 総務部長 議会事務局長	総務部次長 議会事務局次長	行政班	行政課長	行政課員
		職員班	人事課長	人事課員
		契約検査班	契約検査課長	契約検査課員
		議会連絡班	議事課長	議事課員
財務部 財務部長 財産管理監	財務部次長	経理班	財政課長	財政課員
		財産管理班	財産管理課長	財産管理課員
		証明班	市民税課長	市民税課員
		被害調査班	資産税課長	資産税課員
		体制整備班	収納課長	収納課員
		出納班	会計課長	会計課員
福祉部 福祉部長	福祉部次長	福祉第1班	地域福祉課長	地域福祉課員
		福祉第2班	障害福祉課長	障害福祉課員
		高齢者支援班	介護高齢課長	介護高齢課員
		避難誘導班	保険年金課長	保険年金課員
子ども健康部 子ども健康部長	子ども健康部次長	子ども対策第1班	子育て支援課長	子育て支援課員
		子ども対策第2班	保育課長	保育課員
		保健班	保健センター主幹	保健センター員
市民部 市民部長	市民部次長	安否確認班	市民課長	市民課員
		市民協働国際班	市民協働国際課長	市民協働国際課員
		人権生活安全班	人権生活安全課長	人権生活安全課員
		文化施設班	文化振興課長	文化振興課員
		支所第1班	一宮支所長	一宮支所員
		支所第2班	音羽支所長	音羽支所員
		支所第3班	御津支所長	御津支所員
		支所第4班	小坂井支所長	小坂井支所員
産業環境部 産業環境部長	産業環境部次長	食糧調達班	農務課長	農務課員
		物資調達班	商工観光課長	商工観光課員
		企業立地推進班	企業立地推進課長	企業立地推進課員
		環境対策班	環境課長	環境課員
		清掃班	清掃事業課長	清掃事業課員
建設部 建設部長	建設部次長	公共土木施設第1班	道路河川管理課長	道路河川管理課員
		公共土木施設第2班	道路建設課長	道路建設課員
		住宅班	建築課長	建築課員
都市整備部 都市整備部長	都市整備部次長	公共土木施設第3班	公園緑地課長	公園緑地課員
		公共土木施設第4班	区画整理課長	区画整理課員
		公共土木施設第5班	都市計画課長	都市計画課員
		公共土木施設第6班	市街地整備課長	市街地整備課員
消防本部 消防長	消防次長 消防署長	総務班	総務課長	総務課員
		予防班	予防課長	予防課員
		通信指令班	通信指令課長	通信指令課員
		消防署班	消防副署長	消防署員
		消防団班	消防団長	消防団員
市民病院医療部 病院長	副院長	医療班	救急科部長	診療・診療技術・看護局員・医療安全管理センター員・患者サポートセンター員・キャリア支援センター員
市民病院事務部 市民病院事務局長	市民病院事務局次長	病院管理第1班	庶務課長	庶務課員
		病院管理第2班	経営企画室主幹	経営企画室員
		病院管理第3班	医事課長	医事課員
上下水道部 上下水道部長	上下水道部次長	上下水道総務班	経営課長	経営課員
		給水班	水道整備課長	水道整備課員
		下水道班	下水整備課長	下水整備課員
教育部 教育部長	教育部次長	文教施設第1班	庶務課長	庶務課員
		文教施設第2班	生涯学習課長	生涯学習課員
		文教施設第3班	中央図書館長	中央図書館員
		学校教育班	学校教育課長	学校教育課員
		体育施設班	スポーツ課長	スポーツ課員
		給食施設班	学校給食課長	学校給食課員

別表第2（第3条関係）

## 豊川市地震災害警戒本部員

役名	機関名	役職名
副本部長	豊川市	副市長
〃	〃	副市長
本部員	陸上自衛隊	第10特科連隊第2大隊本部第2係主任
〃	愛知県警察本部	豊川警察署警備課長
〃	西日本電信電話(株)東海支店	(機関として協力)
〃	中部電力パワーグリッド(株)	豊川営業所長
〃	東海旅客鉄道(株)	豊川駅長
〃	サーラエナジー(株)豊橋供給センター	保安グループマネージャー
〃	名古屋鉄道(株)	国府駅長
〃	豊鉄バス(株)	新城営業所長
〃	愛知県エルピーガス協会	東三河支部豊川分会長
〃	豊川市医師会	会長
〃	豊川市	教育長
〃	〃	病院事業管理者
〃	〃	市民病院長
〃	〃	危機管理監
〃	〃	企画部長
〃	〃	総務部長
〃	〃	財務部長
〃	〃	財産管理監
〃	〃	福祉部長
〃	〃	子ども健康部長
〃	〃	市民部長
〃	〃	産業環境部長
〃	〃	建設部長
〃	〃	都市整備部長
〃	〃	上下水道部長
〃	〃	消防長
〃	〃	市民病院事務局長
〃	〃	議会事務局長
〃	〃	教育部長

警 戒 本 部 各 班 の 分 掌 事 務

部名	班(課)名	分掌事項
一	各班共通	1 職員の出勤状況の確認に関すること。 2 地震防災応急対策実施状況の記録に関すること。 3 他の班への応援に関すること。
一	危機管理班 (危機管理課)	1 警戒本部の庶務に関すること。 (1) 東海地震関連情報等の収集及び報告に関すること。 (2) 県警戒本部及び関係機関との連絡に関すること。 (3) 会議記録に関すること。 2 防災行政無線等の運用に関すること。 3 県警戒本部への地震防災応急対策実施状況報告に関すること。
企画部	秘書広報第1班 (秘書課) 秘書広報第2班 (元気なとよかわ発信課)	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 市民に対する広報に関すること。 3 報道機関に対する情報提供及び連絡に関すること。 4 地震防災応急対策等の撮影及び記録に関すること。
企画部	企画政策班 (企画政策課)	1 部内の連絡調整に関すること。
情報管理第1班 (情報政策課) 情報管理第2班 (監査委員事務局)		1 地震予知情報の整理に関すること。 2 地震防災応急対策等の実施状況の整理に関すること。
総務部	行政班 (行政課)	1 緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。
総務部	職員班 (人事課)	1 職員の出勤状況の把握及び各部門の応援体制の調整に関すること。 2 職員の給食及び保健衛生に関すること。
総務部	契約検査班 (契約検査班)	1 地震防災応急対策に要する資材及び物品の購入に関すること。 2 地震防災応急対策の契約及び検査に関すること。
総務部	議会連絡班 (議事課)	1 議会との連絡調整に関すること。
財務部	経理班 (財政課)	1 地震防災応急対策の予算措置に関すること。
財務部	財産管理班 (財産管理課)	1 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 2 車両の確保及び配分に関すること。 3 車両等の燃料確保に関すること。
財務部	証明班・被害調査班・ 体制整備班 (市民税課・資産税 課・収納課)	1 社会秩序等に係る情報の収集に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること
	出納班 (会計課)	1 地震防災応急対策等に伴う現金、有価証券の確保に関すること。 2 地震防災応急対策等に要する経費及び物品の出納に関すること。
福祉部	福祉第1班 (地域福祉課) 福祉第2班 (障害福祉課)	1 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 2 障害者の援護に関すること。 3 障害者福祉施設の地震防災応急対策の実施状況の把握及び連絡調整に関すること。

部名	班(課)名	分掌事項
福祉部	高齢者支援班 (介護高齢課)	1 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 2 高齢者の援護に関すること。 3 避難者の受入れ措置に関すること。 4 高齢者福祉施設の地震防災応急対策の実施状況の把握及び連絡調整に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。
	避難誘導班 (保険年金課)	1 避難勧告等に伴う避難誘導に関すること。
子ども健康部	子ども対策第1班 (子育て支援課) 子ども対策第2班 (保育課)	1 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 2 児童福祉施設の地震防災応急対策の実施状況の把握及び連絡調整に関すること。
	保健班 (保健センター)	1 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 2 備蓄医薬品及び衛生材料の在庫確認、配達体制の準備に関するこ と。 3 医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること。 4 避難者の保健指導に関すること。
市民部	安否確認班 (市民課)	1 所管施設の地震防災対策応急対策の実施に関すること。 2 避難者名簿の取りまとめに関すること。 3 被災者の問合せに関すること。
	市民協働国際班 (市民協働国際課)	1 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 2 避難者の受入れ措置に関すること。 3 ボランティアの受入れ準備に関すること。 4 外国人の被災相談窓口の開設に関すること。 5 外国人市民に対する情報提供に関すること。
	人権生活安全班 (人権生活安全課)	1 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 2 被災者の相談に関すること。 3 道路規制に係る警察署等との連絡に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。
	文化施設班 (文化振興課)	1 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 2 避難者の受入れ措置に関すること。
産業環境部	支所第1班 (一宮支所)	1 支所内の車両の配分及び緊急通行車両等確認証明書等の交付に 関すること。
	支所第2班 (音羽支所)	2 支所内の職員の給食及び保健衛生に関するこ と。
	支所第3班 (御津支所)	3 地区内における社会秩序等に係る情報の収集に関するこ と。
	支所第4班 (小坂井支所)	4 地区内における避難情報に伴う避難誘導に関するこ と。 5 地区内の避難所及びその他施設との連絡に関するこ と。 6 地区内の施設の地震防災応急対策の実施に関するこ と。
	食糧調達班 (農務課)	1 応急食糧の調達、斡旋の準備又は実施に関するこ と。 2 農林水産関係施設の地震防災応急対策の実施状況の把握及び連絡 調整に関するこ と。 3 部内の連絡調整に関するこ と。

部名	班(課)名	分掌事項
産業環境部	物資調達班 (商工観光課)	1 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 2 避難者の受入れ措置に関すること。 3 被服、寝具その他生活必需品の調達、斡旋の準備又は実施に関すること。 4 商工業及び観光施設の地震防災応急対策の実施状況の把握及び連絡調整に関すること。
	企業立地推進班 (企業立地推進課)	1 臨海埋立地域に対する情報提供及び収集に関すること。
	環境対策班 (環境課)	1 防疫用薬剤及び資機材の再点検、確保に関すること。
	清掃班 (清掃事業課)	1 し尿、ゴミの収集及び処理に関すること。 2 ガレキ、廃材等の廃棄物の処理に関すること。 3 豊川環境事業協同組合及び一般社団法人愛知県産業資源循環協会との連絡調整に関すること。
建設部	公共土木施設第1班 (道路河川管理課) 公共土木施設第2班 (道路建設課)	1 所管施設の工事中断等の指示及び再点検に関すること。 2 緊急物資の集積場所の確保に関すること。 3 緊急輸送路及び幹線避難路の障害物の除去に関すること。 4 崩壊危険区域の立入制限等の措置に関すること。 5 地震災害応急対策用資機材の再点検及び確保に関すること。 6 豊川建設業協会、豊川造園建設協同組合及び豊川電気災害安全協会との連絡調整に関すること。 7 部内の連絡調整に関する事。
	住宅班 (建築課)	1 応急危険度判定に準備に関すること。 2 応急仮設住宅の建設準備に関すること。
都市整備部	公共土木施設第3班 (公園緑地課) 公共土木施設第4班 (区画整理課) 公共土木施設第6班 (市街地整備課)	1 所管施設の工事中断等の指示及び再点検に関すること。 2 緊急物資の集積場所の確保に関すること。 3 緊急輸送路及び幹線避難路の障害物の除去に関すること。 4 崩壊危険区域の立入制限等の措置に関すること。 5 地震災害応急対策用資機材の再点検及び確保に関すること。 6 豊川建設業協会、豊川造園建設協同組合及び豊川電気災害安全協会との連絡調整に関すること。 7 交通情報の把握及び交通機関との確認に関すること。 8 徒歩帰宅困難者に関すること。
	公共土木施設第5班 (都市計画課)	1 所管施設の工事中断等の指示及び再点検に関すること。 2 緊急物資の集積場所の確保に関すること。 3 緊急輸送路及び幹線避難路の障害物の除去に関すること。 4 崩壊危険区域の立入制限等の措置に関すること。 5 地震災害応急対策用資機材の再点検及び確保に関すること。 6 豊川建設業協会との連絡調整に関すること。 7 部内の連絡調整に関すること。
上下水道部	上下水道総務班 (経営課) 給水班 (水道整備課) 下水道班 (下水整備課)	1 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 2 応急復旧、応急給水用資機材の再点検、整備及び応急給水の準備に関すること。 3 豊川浄化センターとの連絡調整に関すること。 4 豊川市上下水道工事協同組合及び豊川建設業協会との連絡調整に関すること。 5 地震防災応急対策関係費の予算措置に関すること。 6 部内の連絡調整に関すること。

部名	班(課)名	分掌事項
消防本部	総務班 (総務課)	1 消防本部が収集した情報の取りまとめに関すること。 2 消防本部の活動状況の取りまとめに関すること。 3 消防機械器具の再点検、整備及び燃料確保に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。
	予防班 (予防課)	1 出火防止に関すること。 2 危険物製造所等の地震防災応急対策の実施状況の把握及び連絡調整に関すること。
	通信指令班 (通信指令課)	1 災害警戒活動等の指示の伝達及び活動状況の把握に関すること。 2 通信機器等の再点検及び整備に関すること。
	消防署班 (消防署)	1 火災の警戒及び防御に関すること。 2 救出救助及び救急業務に関すること。 3 水利の確保に関すること。 4 避難誘導に関すること。
	消防団班 (消防団)	1 地域の火災の警戒及び防御に関すること。 2 地域の救出救助に関すること。 3 避難誘導に関すること。
市民病院医療部	医療班 (診療局)(診療技術局)(看護局)(医療安全管理センター)(患者サポートセンター)(キャリア支援センター)	1 患者の安全確保に関すること。 2 医療救護班の編成準備に関すること。
市民病院事務部	病院管理第1班 (庶務課) 病院管理第2班 (経営企画室) 病院管理第3班 (医事課)	1 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 2 救急薬品及び衛生材料の在庫確認、調達準備に関すること。 3 機械器具、物品の再点検及び確保に関すること。 4 地震防災応急対策関係費の予算措置に関すること。 5 医療部及び部内の連絡調整に関すること。
教育部	文教施設第1班 (庶務課)	1 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 2 避難者の受入れ措置に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。
	文教施設第2班 (生涯学習課)	1 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 2 避難者の受入れ措置に関すること。 3 文化財の保護に関すること。
	文教施設第3班 (中央図書館)	1 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。
	学校教育班 (学校教育課)	1 児童、生徒の避難誘導に関すること。 2 教科書、学用品の給与に関すること。
	体育施設班 (スポーツ課)	1 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 2 避難所の受入れ措置に関すること。
	給食施設班 (学校給食課)	1 所管施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 2 給食施設における炊き出しに関すること。

## 12-1-7 東三河地域防災協議会規約

(名称)

第1条 本会は東三河地域防災協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、東三河地域の防災対策の具体化を図り、さらに協調して対策の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災対策に関する調査及び研究
- (2) 地域への意識啓発に資する事業
- (3) 他地域との支援及び受援に関する事業
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、別表1のとおりとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 監事 2人

2 役員は、総会において選任し、会員の長をもって充てる。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故が生じたときは、その職務を代理する。

3 監事は協議会の会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(総会)

第8条 総会は、会員の長をもって構成する。

2 総会は会長が必要に応じ招集し、会長が議長を務める。

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 総会は、協議会運営に係る総合的な事項を決定する。

(幹事会)

第9条 協議会に幹事会を置き、第3条に定める事項を推進するため、協議会に関する事業全体を統括する。

2 幹事は、協議会を構成する市町村の担当部課長等のうちから選出する。

3 幹事長は、幹事の中から会長が指名し、必要に応じて幹事会を招集する。ただし、会長が緊急その他やむを得ない事由があると認めた場合は、書面又は電子記録による同意の意思表示をもって総会の決議があったものとみなす。

(部会)

第10条 第3条の目的を達成するため、以下のとおり部会を設置することができる。

- (1) 研究部会
- (2) 啓発部会
- (3) 支援・受援部会
- (4) その他に会長が必要と認める部会

(顧問)

第11条 協議会には役員のほかに顧問を置くことができる。

2 顧問は東三河地域の調査研究機関である大学等とする。

3 顧問は別表2のとおりとする。

4 顧問は、本協議会の事業遂行に関して意見を述べることができる。

(オブザーバー)

第12条 協議会は、東三河地域と県内及び東海地域との連携を強化するためオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第13条 協議会の事務局は、会長の属する団体の防災対策担当部署におく。

(事務局職員)

第14条 会長は、職員のうちから事務局長、事務局次長及び事務局長補佐を定めなければならない。

2 事務局長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。

3 事務局次長、事務局長補佐及びその他の職員は、上司の命を受け、それぞれ協議会の事務に従事する。

(財務)

第15条 協議会に要する費用は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 負担金の額は、総会に諮って決定する。

3 会長は、毎会計年度予算を調整し、総会に諮って決定しなければならない。

4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

5 第3項の規定により予算の決定をしたときは、会長は、当該予算の写しを速やかに各会員に送付しなければならない。

6 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調整し、総会の認定を受けなければならぬ。

7 会長は、前項の認定を受けるに当たっては、監事の審査に付さなければならない。

8 第6項の規定により決算が総会の認定を受けたときは、会長は、当該決算の写しを各会員に送付しなければならない。この場合において、会長は、当該年度の事業報告書その他必要な書類を添えなければならない。

9 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、会長の属する地方公共団体の財務に関する手続に準ずる。

(費用弁償等)

第16条 職務のため旅行する役員、幹事及び職員等は、旅費の支給を受けることができる。

2 前項の費用の額及び支給方法は、総会に諮って会長が別に定める。

(雑則)

第17条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、協議会の組織及び担任する事務その他協議会に関して必要な事項を定めることができる。

#### 附 則

この規約は、平成15年7月3日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成15年8月20日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成16年5月10日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成17年3月30日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成18年2月1日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成19年5月21日から施行する。

#### 附 則

この規約は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年5月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月20日から施行する。

別 表1

会員団体名
豊橋市
豊川市
蒲郡市
新城市
田原市
設楽町
東栄町
豊根村

別 表2

顧問団体名
国立大学法人 豊橋技術科学大学
学校法人 愛知大学
学校法人 藤ノ花学園 豊橋創造大学
学校法人 電波学園 愛知工科大学

## 12-1-8 豊川市被災者生活再建支援金支給要綱

### (通則)

第1条 この要綱は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。）による支援の対象とならない世帯に対し、豊川市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給する場合に必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、竜巻、落雷その他異常な自然現象により市内において生じる被害をいう。
- (2) 被災世帯 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に該当しない自然災害により被害を受けた世帯をいう。
- (3) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて支給される支援金をいう。
- (4) 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給される支援金をいう。

### (支援金の支給)

第3条 市長は、この要綱の施行の日以後に生じた自然災害による、次の各号に掲げる被災世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に、別表に掲げる支援金を支給するものとする。

- (1) 全壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯）
- (2) 半壊解体・敷地被害解体世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し又は解体されるに至った世帯）
- (3) 長期避難世帯（当該自然災害により被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯）
- (4) 大規模半壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2)及び(3)に掲げる世帯を除く。））
- (5) 中規模半壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（(2)から(4)までに掲げる世帯を除く。））

- 2 加算支援金については、市内で住宅の再建を行う場合に限るものとする。
- 3 支援金の支給は、口座振込による。

(支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする支援対象者は、豊川市被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市が発行する証明書
- (2) 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市が交付する証明書
- (3) 半壊解体・敷地被害解体世帯の世帯主が申請するときは、住宅に半壊の被害又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体したことが確認できる証明書
- (4) 半壊解体・敷地被害解体世帯のうち住宅の敷地に被害を受けた世帯主が申請するときは、住宅の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書
- (5) 長期避難世帯の世帯主が申請するときは、当該世帯に該当する旨の市による証明書
- (6) 加算支援金の支給を申請するときは、住宅を建設、購入、補修又は賃貸借を行ったことを示す、支援対象者又は支援対象者と同一世帯に属する者が契約者となっている契約書等の写し及び資金計画
- (7) その他市長が必要と認める書類

(申請期間)

第5条 前条の規定による申請を行うことができる期間は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあっては13月を経過する日まで、加算支援金にあっては37月を経過する日までとする。ただし、市長は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により、その期間内に支援対象者が支援金の支給申請をすることができないと認める場合は、その期間を延長することができる。

(支給決定等の通知)

第6条 市長は、第4条の規定による支援金の申請があった場合は、支援金の支給の適否を審査し、支援金を支給すべきものと決定したときは豊川市被災者生活再建支援金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことを決定したときは豊川市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（様式第3号）により、支援対象者に速やかに通知するものとする。

(支援金の支給)

第7条 支援対象者は、第6条の規定による支給決定を受けたときは、豊川市被災者生活再建支援金請求書（様式第4号）に振込先口座を確認できる預金通帳の写し等の書類を添えて市長に提出し、請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求に基づき支援金を支給するものとする。

(状況報告)

第8条 支援対象者は、第4条の規定による申請の内容どおりに住宅の再建を完了したこ

とがわかる書類を、豊川市被災者生活再建支援金再建状況報告書（様式第5号）により再建後速やかに市長に提出しなければならない。

（支給決定の取消し）

第9条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により支援金の支給決定又は支給を受けたとき。
- (2) 第4条の規定による申請の内容どおりに住宅の再建を実施しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が支援金の支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、豊川市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（様式第6号）により支援対象者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により支援金の支給決定を取り消した場合において、当該支援金の支給決定の取消しに係る部分について既に支援金が支給されているときは、豊川市被災者生活再建支援金返還請求書（様式第7号）により、支援対象者にその返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により返還を請求した支援金が定められた期日までに返還されなかったときは、当該期日の翌日から納付のあった日までの日数に応じて、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で算出した延滞金を市に納付させるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、この要綱による改正後の要綱第3条(5)の規定は、令和2年7月3日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯主に対し、適用する。

## 別 表

## 豊川市被災者生活再建支援金支給額

(1世帯につき(単位:万円))

区分	基礎支援金		加算支援金		合計
	住宅の被害の程度	支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊 半壊解体・敷地被害解体 長期避難	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊	-	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25
単数世帯	全壊 半壊解体・敷地被害解体 長期避難	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊	-	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75

(注)

- 1 複数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- 2 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 3 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。
- 4 賃借には、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を含めない。

豊川市被災者生活再建支援金支給申請書

年 月 日

豊川市長 殿

豊川市被災者生活再建支援金支給要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

申請者

一世帯主以外の方が申請する場合はその理由

申請回数[申請番号]	
初回	2回目以降[ ]

[ ]

1 自然災害の発生時の世帯の状況について記入してください。

(1) 単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください。( 単数 ・ 複数 )

(2) 世帯主の氏名

(ふりがな)

(3) 被災した住宅の住所

〒

2 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

現在の住所	〒
電話番号	

3 住宅の被害状況を○で囲んでください。

被害状況	全壊・半壊解体・敷地被害解体・長期避難・大規模半壊・中規模半壊
------	---------------------------------

半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由

[ ]

4 住宅を再建する住所を記入してください。

〒

様式第1号(第4条関係)

5 申請する支援金等について記入してください。

(1) 申請する基礎支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

※初めて申請する方は必ず記入してください。2回目以降は特に必要な  
い限り空欄のままで結構です。

区分	今回申請 (A)		受給済 (B)		添付書類
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全 壊	100万円	75万円			
解体 (半壊・敷地被 害)	100万円	75万円			
長期避難	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
			申請額 (A - B)		万円

(2) 申請する加算支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区分	今回申請 (C)		受給済 (D)		添付書類
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200万円	150万円			
補修	100万円	75万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
中規模 半壊	建設・購入	100万円	75万円	100万円	75万円
	補修	50万円	37.5万円		
	賃貸住宅 ※公営住宅入居者を除く	25万円	18.75万円	25万円	18.75万円
			申請額 (C - D)		万円

注) 1 添付書類は、該当するものを○で囲んでください (他の場合は、( ) 内に書類名も記入してください)。

2 それぞれの支援金について、複数の区分に該当する場合は、それらのうち高いほうの額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を申請額の欄に記入してください。

以下市記入欄

【市記入欄】

災害名	
発災日	年 月 日
世帯員数の確認	複数 ・ 単数
被害状況の認定	全壊・半壊・解体・敷地被害・解体・長期避 難・大規模半壊・中規模半壊
解体状況の確認	

申請受理印

豊川市被災者生活再建支援金支給決定通知書

年 月 日

様

豊川市長 氏名 印

年 月 日付けで申請のありました豊川市被災者生活  
再建支援金について、下記のとおり支給しますのでお知らせします。

記

1 支給番号 第 号

2 支給額

基礎支援金	円
加算支援金	円
合計支給額	円

3 支給方法 口座振込

豊川市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書

年　　月　　日

様

豊川市長　氏　　名　　印

年　　月　　日付けで申請のありました豊川市被災者生活  
再建支援金について、下記のとおり申請を却下することに決定しま  
したのでお知らせします。

記

1 申 請 番 号 第 号

2 理 由

豊川市被災者生活再建支援金請求書

年　　月　　日

豊川市長 殿

申請者氏名

年　　月　　日付け第　　号で支給決定のあった豊  
川市被災者生活再建支援金について、下記のとおり請求します。

記

1 支援金請求額　　金　　円

2 振込先口座

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
		普通・当座	

ゆうちょ銀行	記号								番号							
--------	----	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	--

フリガナ 口座名義人	
---------------	--

豊川市被災者生活再建支援金再建状況報告書

年 月 日

豊川市長 殿

申請者氏名

年 月 日 付け第 号で支給決定のあった豊  
川市被災者生活再建支援金について、住宅の再建が完了しましたので豊川市被災者生活再建支援金支給要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 住宅再建の完了日 年 月 日

2 住宅の再建方法

3 添付書類 別添のとおり

豊川市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

年　　月　　日

様

豊川市長　氏　　名　　印

年　　月　　日付けで支給決定しました豊川市被災者生活  
再建支援金について、下記の理由によりその全部（一部）を取り消し  
ます。

記

理由

豊川市被災者生活再建支援金返還請求書

年　　月　　日

様

豊川市長　氏　　名　　印

年　　月　　日付け第　　号で支給決定しました豊  
川市被災者生活再建支援金について、下記により返還してください。

記

1　返還額　　円

2　返還の理由

3　返還の期限

4　返還の方法　　納付書による振込

## 12-1-9 愛知県下高速道路における消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定に基づき、名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、豊川市、春日井市、津島市、衣浦東部広域連合、豊田市、瀬戸市、稻沢市、小牧市、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、西春日井広域事務組合、蟹江町、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合及び愛西市（以下「協定市町組合」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

第 1 条 この協定は、協定市町組合の区域内の東名高速道路、中央自動車道、名神高速道路、名古屋第二環状自動車道、東名阪自動車道、東海北陸自動車道、新東名高速道路、伊勢湾岸自動車道（伊勢湾岸道路を含む。）、名古屋高速道路 4 号東海線、名古屋高速道路 6 号清須線、名古屋高速道路 11 号小牧線、名古屋高速道路 16 号一宮線、名古屋瀬戸道路及び東海環状自動車道（以下「高速道路」という。）において災害（消火、救急等の消防業務を必要とする事故をいう。以下同じ。）が発生した際に、協定市町組合相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第 2 条 協定市町組合の長は、高速道路における災害の処理のため災害発生地の協定市町組合の長から応援の要請があった場合は、消防隊、救急隊又は災害の処理に必要となる隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

2 高速道路のインターチェンジの所在する協定市町組合の消防機関が、高速道路における災害の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、協定市町組合の消防長の定める区分により、災害発生地に対し応援のため消防隊等を派遣するものとする。

第 3 条 前条の規定により応援のため出動した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。ただし、災害発生地の消防隊等が出動しない場合においては、この限りでないものとする。

第 4 条 火災の原因及び損害の調査又は救急事故に係る必要な調査について、災害発生地の消防長は必要がある場合は、第 2 条の規定により出動した消防隊等の属する協定市町組合の消防機関に災害の状況について通報を求めることができる。

第 5 条 第 2 条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

(1) 応援した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の通常経費は、当該消防隊等の属する協定市町組合の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊等の隊員の給食等に要する経費については、災害発生地の協定市町組合の負担とする。

(2) 応援した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該隊員の所属する協定市町組合の負担とする。

(3) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金（救慰金を含む。）その他諸経費の負担については、その都度関係協定市町組合の長が協議して定めるものとする。

第 6 条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町組合の消防長が協議して定めるものとする。

第 7 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町組合が協議して定めるものとする。

### 附 則

1 この協定は、平成 30 年 7 月 31 日から効力を生ずる。

2 平成 28 年 3 月 10 日締結の「愛知県下高速道路における消防相互応援協定」は、平成 30 年 7 月 31 日付けをもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書 23 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保管する。

平成 30 年 7 月 31 日

名古屋市長  
豊橋市長  
一宮市長

河 村 た か し  
佐 原 光 一  
中 野 正 康

岡崎市長	内 田 康 宏
豊川市長	山 脇 実
春日井市長	伊 藤 太
津島市長	日 比 一 昭
衣浦東部広域連合長	竹 中 良 則
豊田市長	太 田 稔 彦
瀬戸市長	伊 藤 保 德
稻沢市長	加 藤 錠 司 郎
小牧市長	山 下 史 守 朗
新城市長	穂 積 亮 次
東海市長	鈴 木 淳 雄
大府市長	岡 村 秀 人
尾張旭市長	水 野 義 則
岩倉市長	久 保 田 桂 朗
西春日井広域事務組合管理者	永 田 純 夫
蟹江町長	横 江 淳 一
海部東部消防組合管理者	村 上 浩 司
尾三消防組合管理者	萩 野 幸 三
海部南部消防組合管理者	久 野 時 男
愛西市長	日 永 貴 章

## 12-1-10 愛知県内広域消防相互応援協定

### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

### (協定市町村等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町村」という。）相互間において締結するものとする。

### (対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

### (応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があつたものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他の必要事項

### (応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

### (応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

### (経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するのもとする。

### (情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

### (実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものと

する。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

名古屋市長	松原武久
豊橋市長	早川 勝
岡崎市長	柴田紘一
一宮市長	谷 一夫
瀬戸市長	増岡錦也
知多中部広域事務組合管理者 半田市長	榎原伊三
春日井市長	鵜飼一郎
豊川市長	中野勝之
津島市長	水谷 尚
豊田市長	鈴木公平
西尾市長	本田忠彦
蒲郡市長	金原久雄
犬山市長	石田芳弘
常滑市長	石橋誠晃
江南市長	大池良平
尾西市長	大島晋作
小牧市長	中野直輝
稻沢中島広域事務組合管理者	服部幸道
新城市長	山本芳央
東海市長	鈴木淳雄
大府市長	福島 努
知多市長	加藤 功
尾張旭市長	谷口幸治
岩倉市長	石黒靖明
豊明市長	都築龍治
長久手町長	加藤梅雄
木曽川町長	山口昭雄
蟹江町長	佐藤篤松
幸田町長	近藤徳光
田原町長	白井孝市
渥美町長	山本道雄
衣浦東部広域連合	永田太三
西春日井広域事務組合管理者	長瀬 保
海部東部消防組合管理者	糸野 章
尾三消防組合管理者	久野知英

海部南部消防組合管理者  
海部西部広域事務組合管理者  
丹羽広域事務組合管理者  
幡豆郡消防組合管理者  
知多南部消防組合管理者  
あすけ地域消防組合管理者

佐野蜂夫  
鷺野聰明  
河田幸男  
大河内光行  
齋藤宏一  
太田雅清

## 12-1-11 東三河地区消防相互応援協定

### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市（消防事務を受託している北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村の区域を含む。）及び田原市（以下「関係市」という。）の消防に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の関係市の区域とする。

### (応援の要請)

第3条 災害等が発生した市町村（以下「要請市」という。）の長又は要請市を管轄する消防長は、消防活動、救急活動又は救助活動（以下「消防活動等」という。）のため関係市の応援が必要な場合は、次の各号に掲げる事項を明確にした上で、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに文書を提出しなければならない。

- (1) 災害の種別
- (2) 灾害の発生場所
- (3) 被害の状況
- (4) 応援を要する人員及び機械器具等の数量
- (5) 応援を要する部隊の受け入れ場所
- (6) その他必要な事項

### (応援隊の派遣)

第4条 前条の要請を受けた関係市（以下「応援市」という。）は、業務に支障を生じない範囲において、消防隊、救急隊又は救助隊（以下「応援隊」という。）を要請市に派遣する。

### (応援隊の指揮)

第5条 前条の規定により派遣された応援隊は、要請市の現場最高指揮者の指揮下に入るものとする。

### (報告)

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び消防活動等の状況を現場最高指揮者に報告しなければならない。また、事後において速やかに次に掲げる事項を要請市へ文書で報告するものとする。

- (1) 活動の概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動上の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、次の区分によるものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員の手当等に関する経費は、応援市の負担とする。
  - (2) 機械器具の大破損の修理、応援市の消防職員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市の負担とする。
- 2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、協議の上、決定するものとする。

（委任）

第8条 この協定の実施に関し必要な細目的事項は、関係市の消防長が協議して定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定の運用について疑義が生じたときは、その都度関係市が協議して定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、平成26年4月1日から効力を生じる。
- 2 この協定の締結に伴い、東三河地区消防相互応援協定書（昭和44年4月30日締結）は、効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成26年3月31日

豊橋市長 佐原光一

豊川市長 山脇実

蒲郡市長 稲葉正吉

新城市長 穂積亮次

田原市長 鈴木克幸

## 12-1-12 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

### (目的)

第1条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

### (協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

### (支援要請)

第3条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
  - (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
  - (3) その他救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合
- 2 前項の支援要請は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。
- 3 前2項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

### (経費)

第4条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

### (その他)

第5条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

### 附 則

この協定書は、令和4年4月1日から適用する。

平成19年8月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和4年4月1日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

令和4年4月1日

愛知県知事

大 村 秀 章

豊川市長

竹 本 幸 夫

## 12-1-13 豊川駐屯地ヘリポート使用に関する協定書

平時（防衛出動、治安出動、災害派遣等有事を除く。）における豊川駐屯地へのヘリコプターの離着陸について、陸上自衛隊豊川駐屯地司令（以下「甲」という。）と愛知県豊川市長（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定書は、豊川市消防本部管内で発生する災害事案に対応するヘリコプター並びに天候不良及び故障発生の緊急時におけるヘリコプターの豊川駐屯地への離着陸に関する基本的な事項を定め、自衛隊及び行政機関の連携を円滑にすることを目的とする。

### （ヘリコプターの種類）

第2条 この協定書で対象とするヘリコプターは、ドクターヘリコプター及び患者輸送に任ずる防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター等」という。）とする。

### （依頼）

第3条 ヘリコプター等に離着陸させる必要が生じた場合は、乙が指名した消防吏員は、甲の指名した者又は豊川駐屯地当直司令に電話又は口頭により依頼するものとする。この際、乙は甲に、速やかに離着陸目的を通知するものとする。

### （許可）

第4条 依頼を受けた甲の指名した者又は豊川駐屯地当直司令は、ヘリコプター等に限り離着陸を許可する。

### （離着陸場所）

第5条 ヘリコプター等の離着陸場所は、豊川駐屯地内ヘリポートとする。ただし、甲又は乙が必要と認めるときは、離着陸場所を豊川駐屯地訓練場とすることができる。

### （離着陸場所の安全確保）

第6条 ヘリコプター等が離着陸する際、豊川駐屯地消防ポンプ隊及び豊川市消防署消防隊等が離着陸場所において待機するとともに、ヘリコプター等の誘導を行い安全を確保する。

### （補償）

第7条 ヘリコプター等が離着陸する際、豊川駐屯地内施設、人員、装備等に損害を与えた場合は、乙は、その損害に係る費用を補償するものとする。

### （協定期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日までに、甲、乙いずれからも特に申入れのない場合には、更に1年延長されるものとし、その後においても同様とする。

### （定めのない事項の処理）

第9条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成21年 6月12日

（甲） 愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番地  
陸上自衛隊豊川駐屯地司令  
　　權 藤 三 千 藏

（乙） 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地  
豊川市長 山 脇 実

## 12-1-14 東名高速道路における消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、静岡県浜松市並びに愛知県新城市、豊橋市及び豊川市（以下「協定市」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、協定市の区域内の高速自動車国道第一東海自動車道（以下「東名高速道路」という。）及び高速自動車国道法第11条に掲げる施設（以下「連結施設」という。）における災害（火災、救急又は救助業務を必要とする事故をいう。以下同じ。）が発生した際に、協定市相互の消防力を活用して、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

### （応援隊の派遣）

第2条 協定市の長は、東名高速道路及び連結施設における災害の処理のため、災害発生地の協定市の長から応援の要請があった場合は、相互に指揮隊、消防隊、救急隊、救助隊等（以下「消防隊等」という。）の派遣を行なうものとする。

2 協定市の消防機関が、東名高速道路における災害の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があつたものとみなし、協定市の消防長の定める区分により、応援のため消防隊等を派遣するものとする。

### （指揮体制）

第3条 前条の規定により応援のため出動した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。

### （調査）

第4条 火災の原因及び損害の調査、救急事故又は救助事故に係る必要な調査について、災害発生地の消防長は、必要がある場合は、第2条の規定により出動した消防隊等の属する協定市の消防機関に災害の状況について通報を求めることができる。

### （経費負担）

第5条 第2条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

- (1) 応援した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の通常経費は、当該消防隊等の属する協定市の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊等の隊員の給食等に要する経費については、災害発生地の協定市の負担とする。
- (2) 応援した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該隊員の属する協定市の負担とする。
- (3) 消防機械器具等の重大な破損、建物、施設、一般人等に対する賠償費その他の経費負担については、その都度協定市間において協議して定めるものとする。

### （委任）

第6条 この協定の実施について必要な事項は、協定市の消防長が協議して定めるものとする。

### （疑義の解決）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市の長が協議して定めるものとする。

## 附 則

- 1 この協定は、平成24年4月14日から効力を生ずる。
- 2 平成17年7月1日締結の「高速道路における消防相互応援協定」は、平成24年4月14日をもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書4通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成24年4月13日

静岡県  
浜松市長 鈴木 康友

愛知県  
新城市長 穂積 亮次

豊橋市長 佐原 光一

豊川市長 山脇 実

## 12-1-15 災害時的一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

### (目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

### (協定の締結)

第2条 この協定は、災害時的一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

### (応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

### (県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

愛知県知事 大村秀章

愛知県流域下水道管理者

愛知県知事 大村秀章

名古屋市長 河村たかし

名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者

小林寛司

豊橋市長 佐原光一

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

石黒拓夫

岡崎市長 内田康宏

岡崎市公共下水道管理者

岡崎市長 内田康宏

一宮市長 谷一夫

一宮市水道事業等管理者

飯田正明

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市公共下水道管理者

瀬戸市長 増岡 錦也

半田市長 榊原 純夫

半田市公共下水道管理者

半田市長 榊原 純夫

春日井市長 伊藤 太

春日井市公共下水道管理者

春日井市長 伊藤 太

豊川市長 山脇 実

豊川市公共下水道管理者

豊川市長 山脇 実

津島市長 伊藤 文郎

津島市下水道事業

津島市長 伊藤 文郎

碧南市長 祢宜田 政信

碧南市公共下水道管理者

碧南市長 祢宜田 政信

刈谷市長 竹中 良則

刈谷市公共下水道管理者

刈谷市長 竹中 良則

豊田市長 太田 稔彦

豊田市事業管理者

横地 清明

安城市長 神谷 学

安城市公共下水道管理者

安城市長 神谷 学

西尾市長 榊原 康正

西尾市公共下水道管理者

西尾市長 榊原 康正

蒲郡市長 稲葉 正吉  
蒲郡市公共下水道管理者

蒲郡市長 稲葉 正吉  
犬山市長 田中 志典  
犬山市公共下水道管理者

犬山市長 田中 志典  
常滑市長 片岡 憲彦  
常滑市公共下水道管理者

常滑市長 片岡 憲彦  
江南市長 堀 元  
江南市公共下水道管理者

江南市長 堀 元  
小牧市長 山下 史守朗  
小牧市公共下水道管理者

小牧市長 山下 史守朗  
稻沢市長 大野 紀明

稻沢市公共下水道管理者

稻沢市長 大野 紀明  
新城市長 穂積 亮次  
新城市公共下水道管理者

新城市長 穂積 亮次  
東海市長 鈴木 淳雄  
東海市公共下水道管理者

東海市長 鈴木 淳雄  
大府市長 久野 孝保  
大府市公共下水道管理者

大府市長 久野 孝保  
知多市長 宮島 壽男

知多市公共下水道管理者

知多市長 宮 島 壽 男

知立市長 林 郁 夫

知立市公共下水道管理者

知立市長 林 郁 夫

尾張旭市長 水 野 義 則

尾張旭市公共下水道管理者

尾張旭市長 水 野 義 則

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市公共下水道管理者

高浜市長 吉 岡 初 浩

岩倉市長 片 岡 恵 一

岩倉市公共下水道管理者

岩倉市長 片 岡 恵 一

豊明市長 石 川 英 明

豊明市公共下水道管理者

豊明市長 石 川 英 明

日進市長 萩 野 幸 三

日進市公共下水道管理者

日進市長 萩 野 幸 三

田原市長 鈴 木 克 幸

田原市公共下水道管理者

田原市長 鈴 木 克 幸

愛西市長 日 永 貴 章

愛西市公共下水道管理者

愛西市長 日 永 貴 章

清須市長 加 藤 静 治

清須市公共下水道管理者

清須市長 加 藤 静 治

北名古屋市長 長瀬 保  
北名古屋市公共下水道管理者

北名古屋市長 長瀬 保  
弥富市長 服部 彰文  
弥富市公共下水道管理者

弥富市長 服部 彰文  
みよし市長 小野田 賢治  
みよし市公共下水道管理者

みよし市長 小野田 賢治  
あま市長 村上 浩司  
あま市公共下水道管理者

あま市長 村上 浩司  
長久手市長 吉田 一平  
長久手市公共下水道管理者

長久手市 吉田 一平  
東郷町長 川瀬 雅喜  
東郷町公共下水道管理者

東郷町長 川瀬 雅喜  
豊山町長 鈴木 幸育

豊山町公共下水道管理者

豊山町長 鈴木 幸育  
大口町長 鈴木 雅博  
大口町公共下水道管理者

大口町長 鈴木 雅博  
扶桑町長 江戸 満  
扶桑町公共下水道管理者

扶桑町長 江戸 満  
大治町長 村上 昌生

大治町公共下水道管理者

大治町長 村上 昌生  
蟹江町長 横江 淳一

蟹江町公共下水道管理者

蟹江町長 横江 淳一  
飛島村長 久野 時男  
阿久比町長 竹内 啓二

阿久比町公共下水道管理者

阿久比町長 竹内 啓二  
東浦町長 神谷 明彦

東浦町公共下水道管理者

東浦町長 神谷 明彦  
南知多町長 石黒 和彦  
美浜町長 山下 治夫  
武豊町長 粕山 芳輝

武豊町公共下水道管理者

武豊町長 粕山 芳輝  
幸田町長 大須賀 一誠

幸田町公共下水道管理者

幸田町長 大須賀 一誠  
設楽町長 横山 光明

東栄町長 尾林 克時

東栄町公共下水道管理者

東栄町長 尾林 克時  
豊根村長 伊藤 実

愛北広域事務組合管理者

岩倉市長 片岡 恵一  
中部知多衛生組合管理者

常滑市長 片 岡 憲 彦  
東部知多衛生組合管理者  
大府市長 久 野 孝 保  
衣浦衛生組合管理者  
高浜市長 吉 岡 初 浩  
常滑武豊衛生組合管理者  
武豊町長 粕 山 芳 輝  
蒲郡市幸田町衛生組合管理者  
蒲郡市長 稲 葉 正 吉  
逢妻衛生処理組合管理者  
豊田市長 太 田 稔 彦  
西知多医療厚生組合管理者  
東海市長 鈴 木 淳 雄  
尾張東部衛生組合管理者  
瀬戸市長 増 岡 錦 也  
海部地区環境事務組合管理者  
蟹江町長 橫 江 淳 一  
小牧岩倉衛生組合管理者  
小牧市長 山 下 史守朗  
知多南部衛生組合管理者  
南知多町長 石 黒 和 彦  
尾張旭市長久手市衛生組合管理者  
尾張旭市長 水 野 義 則  
刈谷知立環境組合管理者  
刈谷市長 竹 中 良 則  
江南丹羽環境管理組合管理者  
江南市長 堀 元  
北設広域事務組合管理者  
設楽町長 橫 山 光 明

北名古屋衛生組合管理者

北名古屋市長 長瀬 保

尾三衛生組合管理者

東郷町長 川瀬 雅喜

日東衛生組合管理者

日進市長 萩野 幸三

五条広域事務組合管理者

あま市長 村上 浩司

知多南部広域環境組合管理者

半田市長 榎原 純夫

## 12-1-16 三遠南信災害時相互応援協定

愛知県東三河、静岡県遠州及び長野県南信州（以下「三遠南信」という。）に位置する各市町村（以下「都市」という。）に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合の相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、三遠南信地域内に災害が発生したとき、各都市相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

### （組織）

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、各都市を別表に掲げる6ブロックに区分し、ブロックごとに代表都市（以下「ブロック代表都市」という。）を置く。

- 2 この協定を円滑に運営するため、ブロック代表都市会議を設置する。
- 3 ブロック代表都市を統括するため、総代都市を置く。
- 4 総代都市を補佐するため、副総代都市を置く。
- 5 総代都市及び副総代都市の選出は、ブロック代表都市の互選により行う。
- 6 総代都市及び副総代都市の任期は2年とする。
- 7 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、総代都市の属する都市に事務局を置く。

### （応援の要請）

第3条 災害が発生し、応援を受けようとする都市（以下「被災都市」という。）は、自ブロック代表都市を通じて総代都市に応援を要請する。ただし、自ブロック代表都市も被災している場合は総代都市に、総代都市も被災している場合は副総代都市に応援を要請することができる。

- 2 応援を求められた総代都市又は副総代都市は、被災都市及びブロック代表都市と緊密な連絡をとり、各都市に応援を要請する。
- 3 応援を要請しようとする被災都市は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請することができる。この場合において、被災都市は、必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。
  - (1)被災の状況
  - (2)物資、資機材等の応援要請の場合にあっては、必要とする物資等の品名、数量等
  - (3)人員応援要請の場合にあっては、必要とする職員の職種及び人数並びに業務内容
  - (4)応援場所及び応援場所への経路
  - (5)応援の期間
  - (6)前各号に掲げるもののほか、必要な事項

### （応援の自主的活動）

第4条 各都市は、必要があると認めるときは、総代都市の要請前に応援を開始することができる。ただし、応援を開始したときは、当該応援の内容を自ブロック代表都市を通じて総代都市に報告しなければならない。

- 2 災害のうち地震災害が発生した場合は、被災都市以外の都市は各都市の判断で次に掲げる体制をとることができる。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

- (1)被災都市で震度6弱を観測した場合 応援の準備体制
- (2)被災都市で震度6強以上を観測した場合 応援の実施体制

### （応援の内容）

第5条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1)被災者の救出・救護、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (2)救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材（車両を含む。）及び物資の提供又は貸与
- (3)食料、飲料水、生活必需品等の救援物資及びその供給に必要な資機材（車両を含む。）の提供
- (4)児童生徒その他被災者の一時受入れ
- (5)前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

### （応援の経費負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、被災都市が当該費用を支

弁することが困難又は適当でないものについては、被災都市及び応援都市が協議して定める  
(連絡担当部局)

第7条 各都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換する。

(平常時における相互協力)

第8条 平常時においては、円滑な広域防災相互協力体制を図るため、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換し、各都市相互の情報の交換、職員等の交流その他防災に関する相互協力に努める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定の実施に関し必要な事項は、その都度、ブロック代表都市会議において協議して定める。

(その他)

第10条 この協定は、各都市及び各都市の機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

附則

この協定は、平成17年11月4日から効力を生ずる。

附則

この協定は、平成26年11月1日から効力を生ずる。

#### (別 表)

ブロック名	代表都市	構成都市
豊橋田原	豊橋市	豊橋市・田原市
宝 飯	豊川市	豊川市・蒲郡市
新城設楽	新城市	新城市・設楽町・東栄町・豊根村
西 遠	浜松市	浜松市・湖西市
中 遠	磐田市	磐田市・袋井市・森町
飯 伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・壳木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村

## 12-1-17 水道災害相互応援に関する覚書

### (趣旨)

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河三間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

### (災害救助法等との関係)

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

### (相互応援義務)

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

### (応援の内容)

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧活動）
- (3) 応急復旧資器材の提出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の時間は、原則として7日以内とする。

### (要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

(1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。

(2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。

(3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

(4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事

### (応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

### (受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職種の宿舎、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況

によりこれを応援する会員に求めることができる。

- 2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。  
(費用の負担)

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

- 2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。  
(損害の賠償)

第9条 応援職員が応急業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

- 2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

#### 附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

日本水道協会愛知県支部長

豊橋市長 早川 勝

愛知県公営企業管理者

企業庁長 深谷 憲彦

名古屋市水道事業・工業用水道事業

及び下水道事業管理者

上下水道局長 山田 雅雄

### 愛知用水北部地域

関係会員 濑戸市 尾張旭市 愛知中部水道企業団 春日井市

地域会長 県水道北部ブロック協議会

会長 濑戸市長 増岡 錦也

### 愛知用水南部地域

関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町 東浦町

南知多町 美浜町 武豊町 刈谷市 高浜市 愛知中部水道企業団

地域会長 県水道南部ブロック協議会

会長 常滑市長 石橋 誠晃

### 尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市 尾西市 小牧市

岩倉市 清洲市 木曽川町 七宝町 美和町 蟹江町 佐織町

春日町、八開村 稲沢中島広域事務組合 西春日郡東部水道企業団

海部南部水道企業団 丹羽広域事務組合

地域会長 尾張水道連絡協議会

会長 春日井市長 鵜飼 一郎

### 西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 知立市 高浜市 西尾幡豆

広域連合 幸田町 藤岡町 額田町 小原村 足助町 下山村 旭町

稲武町 愛知中部水道企業団

地域会長 西三河水道事業連絡協議会

会長 岡崎市長 柴田 紘一

### 東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 音羽町 一宮町 小坂井町

御津町 渥美町 設楽町 東栄町 豊根村 富山村 津具村 凰来町

作手村

地域会長 東三河県営水道受水団体協議会

会長 豊橋市長 早川 勝

### 立会人

愛知県健康福祉部長 新家 正義

## 12-1-18 災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定

### (目的)

第1条 この協定は、災害発生時における愛知県内の火葬場間の広域的な相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資することを目的とする。

### (協定市町村等)

第2条 この協定は、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合（以下「協定市町村」という。）の相互間において締結するものとする。

### (応援協力の実施)

第3条 この協定における応援協力は、次のいずれかに該当する場合で、協定市町村等から応援協力の要請があったときに実施するものとする。

- (1) 協定市町村等の火葬場が被災して稼動できなくなった場合
- (2) 協定市町村等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合
- (3) その他協定市町村等の火葬場の稼動に支障が生じた場合

### (応援協力の内容)

第4条 この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬
- (2) 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
- (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣
- (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

### (応援協力の手続き等)

第5条 この協定における応援協力の要請は、応援協力を要請する協定市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、他の協定市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援協力の要請に係る手続きは、別に定めるものとする。

### (応援協力体制)

第6条 前条の応援協力の要請に対し、広域的に応じるため、別表のとおり協定市町村等を4ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事を置く。

2 幹事は、前条の応援協力の要請に対し、迅速かつ円滑に応じるため、ブロック内の協定市町村等及び他ブロックの幹事との連絡調整を行うこととする。

3 幹事から代表幹事を選出する。

4 代表幹事は、必要に応じ関係ブロックの幹事と連絡調整を行うものとする。

### (協定市町村等の責務)

第7条 第5条第1項の規定により応援協力を実施する協定市町村等（以下「応援協力市町村等」という。）は、自らの業務に支障がない限り応援協力を実施するものとする。

2 応援協力市町村等の長は、第5条の応援協力の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

3 協定市町村等は、第4条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の応援協力体制の整備等に努めるものとする。

### (経費の負担)

第8条 応援協力に要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

2 経費の負担について疑義を生じた場合は、要請市町村等及び応援協力市町村等の協議により、決定するものとする。

### (連絡協議会の設置)

第9条 この協定の運用その他必要な事項を協議するため、協定市町村等による連絡協議会を設置するものとする。

### (協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町村の合併等により協定市町村等に変更が生じた場合は、特段の申し出がない限り、当該変更後に承継した市町村又は地方公共団体の組合が、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

2 この協定を締結後、新たに愛知県内で火葬場を経営する市町村又は地方公共団体の組合からこの協定の締結についての申し出があった場合は、連絡協議会に諮るものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、代表幹事が連絡協議会に諮り、決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成18年3月30日から適用する。

この協定の証として、本書31通を作成し、各自1通を保管する。

平成18年3月30日

名古屋市長	松原武久	豊橋市長	早川 勝
岡崎市長	柴田紘一	一宮市長	谷 一夫
瀬戸市長	増岡錦也	津島市長	三輪 優
刈谷市長	榎並邦夫	安城市長	神谷 学
蒲郡市長	金原久雄	常滑市長	石橋誠晃
稻沢市長	服部幸道	新城市長	穂積亮次
知多市長	加藤 均	知立市長	本多正幸
田原市長	白井孝市	愛西市長	八木忠男
蟹江町長	横江淳一	飛島村長	久野時男
弥富町長	川瀬輝夫	一色町長	都築 譲
設楽町長	加藤和年	東栄町長	森田昭夫
知多中部広域事務組合管理者		愛北広域事務組合管理者	
半田市長	榎原伊三	江南市長	堀 元
衣浦衛生組合管理者		豊川宝飯衛生組合管理者	
高浜市長	森 貞述	豊川市長	中野勝之
知多南部衛生組合管理者		豊田三好事務組合管理者	
南知多町長	森下利久	豊田市長	鈴木公平
尾張東部火葬場管理組合管理者		知多平和公園組合管理者	
春日井市長	鵜飼一郎	東海市長	鈴木淳雄
西尾幡豆広域連合長	中村晃毅		

立会人 愛知県健康福祉部長 今井秀明

別表

ブロック	市町村	地方公共団体の組合
尾張ブロック	名古屋市、一宮市、瀬戸市、津島市、稲沢市、愛西市、蟹江町、飛島村、弥富町	愛北広域事務組合、尾張東部火葬場管理組合
知多ブロック	常滑市、知多市	知多中部広域事務組合、知多南部衛生組合、知北平和公園組合
西三河ブロック	岡崎市、刈谷市、安城市、知立市、一色町	衣浦衛生組合、豊田三好事務組合、西尾幡豆広域連合
東三河ブロック	豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町	豊川宝飯衛生組合

## 12-1-19 災害時における相互応援に関する協定書（新潟県長岡市）

長岡市と豊川市（以下「両市」という。）は、長岡藩主牧野家が豊川市牛久保町を出自としていることを縁とし、以来連綿と交流が続けられてきているところである。この交流を礎に互いの防災体制の強化を図るため、両市に根付く「常在戦場」と「市民協働」の精神に基づき、平常時から互いに情報を共有し、災害への備えを進めつつ、大規模災害時には県域を越えた円滑な広域相互応援ができるよう、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、両市において災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

### （応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策に必要な職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な資機材、車両等の提供
- (3) 食糧、飲料水、生活必需品等の提供
- (4) 被災者の一時受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### （応援要請の手続）

第3条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

### 被災の状況

- (1) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、資機材、車両、物資等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

### （応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

### （応援のために派遣された職員の指揮）

第5条 応援のために派遣された職員は、要請市の市長等の指揮の下に活動するものとする。

### （経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

- 2 要請市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市から要請があった場合は、応援市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、被災市の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担については、両市が協議して定めるものとする。

### （応援の自主出動）

第7条 災害が発生し、被災市との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

- 2 前項の応援に要した経費の負担については、応援市の負担とする。

### （連絡担当部局）

第8条 両市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

### （平常時における情報共有等）

第9条 両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、平常時から互いに情報の共有に努めるものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両市長が署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年3月26日

新潟県長岡市長 森 民夫

愛知県豊川市長 山 脇 実

## 12-1-20 浜松市・豊川市航空隊消防応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、浜松市（以下「甲」という。）と豊川市（以下「乙」という。）は、甲の所有する回転翼航空機（以下「消防ヘリコプター」という。）を用い、法第1条に規定する災害等（以下「災害」という。）の応援（以下「航空消防応援」という。）に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、乙に区域内において発生した災害に、消防ヘリコプターを活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

### （航空消防応援の運航区域）

第2条 消防ヘリコプターの運航区域は、原則として甲及び乙の管轄区域とする。ただし、災害の状況により当該区域外での活動が必要とされる場合は、その都度甲及び乙で協議するものとする。

### （航空消防応援の活動時間）

第3条 消防ヘリコプターの活動時間は、日の出から日没までの間とする。

### （航空消防応援の要請）

第4条 航空消防応援の要請は、災害が発生した場合において、消防ヘリコプターを使用することが乙の消防活動に有効であるときとする。

### （航空消防応援の実施要件）

第5条 航空消防応援は、愛知県防災ヘリコプター支援協定に基づき、愛知県の防災ヘリコプター（以下「防災ヘリコプター」という。）の出動要請をすることができる場合には行なわないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 愛知県から出動要請に応ずることができない旨の通報があった場合
- (2) 防災ヘリコプターだけでは災害を防除することが困難な場合
- (3) 防災ヘリコプターが対応できない活動を要請する場合

### （航空消防応援の出動条件）

第6条 第4条の規定の要請があった場合において、甲は次の各号のいずれかに該当するときには、航空消防応援を行なわないことができるものとする。

- (1) 甲の区域内で消防ヘリコプターの活動を必要とする災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 災害発生場所等の気象条件が消防ヘリコプターの運航に適さないとき。
- (3) 点検、整備等のため、消防ヘリコプターが活用できないとき。
- (4) その他消防ヘリコプターの運用に支障があるとき。

### （事前計画）

第7条 乙は、航空消防応援を受ける場合の事前計画を作成し、あらかじめ甲に提出しておくものとする。その内容等に変更があった場合についても同様とする。

2 前項に規定する事前計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 消防ヘリコプターの活動拠点として最適な離着陸場の位置図等に関する事項。
- (2) 消防ヘリコプターと乙の消防機関との通信連絡方法に関する事項。
- (3) 離着陸場への職員の派遣に関する事項。
- (4) 一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離着陸に必要な処置に関する事項。
- (5) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制に関する事項。
- (6) その他甲が必要と認める事項

### （航空消防応援の要請手続）

第8条 航空消防応援の要請は、乙が航空消防応援の要請（回答）書（別記様式）に必要事項を記載の上、これを甲に対し、ファクシミリを用いて送信する等の方法により提出して行なうものとする。

2 航空消防応援の要請の連絡先は、別表のとおりとする。

### （航空消防応援の中止）

第9条 甲は、甲の区域内に災害が発生する等、消防ヘリコプターを原隊に復帰させるべき特別な事態が生じたときは、乙と協議の上、航空消防応援を中断することができる。

### （消防ヘリコプターに対する指揮）

第10条 航空消防応援に従事する消防ヘリコプターは、乙の長の指揮下に行動するものとする。

- 2 消防ヘリコプターの長（以下「航空隊長」という。）は、当該指揮による活動が消防ヘリコプターの運航に重大な支障を来たすと認めるときは、その旨を乙の長等に通告することができる。
- 3 航空隊長は、活動に当たって乙の長等と緊密な連絡を執るものとする。
- 4 前項の連絡を無線等を通じて行う場合は、全国波（1、2又は3チャンネル）によるものとし、無線の運用統制については乙の統制に従うものとする。

（消防ヘリコプターの事故発生時の報告）

第11条 乙は、次に掲げる消防ヘリコプターに関する事故が発生したときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

- (1) 死傷者が発生した事故
- (2) 消防ヘリコプターの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故
- (4) その他乙が必要と認める場合

（航空消防応援に要する経費の負担）

第12条 この協定に基づく応援に要した経費については、次に掲げるところにより負担するものとする。

- (1) 消防ヘリコプターの燃料費、隊員の出動手当、旅費等応援に直接要する軽費については、乙の負担とする。
- (2) 応援の故意又は重大な過失により発生したものを除き応援中に発生した事故の処理に伴う土地、建物、工作物等に対する補償及び一般人の死傷に伴う損害補償等に要する経費は、乙の負担とする。ただし、その負担額は、甲の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (3) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、甲及び乙が協議し定めるものとする。

（その他）

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この協定は、平成22年7月1日から実施する。
- 2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自保管する。

平成22年6月29日

甲 静岡県浜松市中区元城町103番地の2  
浜松市  
浜松市長 鈴木康友

乙 愛知県豊川市諏訪一丁目1番地  
豊川市  
豊川市長 山脇 実

## 12-1-21 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、豊川市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

### （情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 豊川市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 豊川市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

### （情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

### （現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

### （平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

### （協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保有する。

平成 23 年 7 月 12 日

名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号

国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治

豊川市諏訪一丁目 1 番地

豊川市長 山脇 実

(立会人)

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県 防災局長 中野 秀秋

## 12-1-22 三河海上保安署と豊川市との業務協定

三河港における三河海上保安署と豊川市消防本部のそれぞれの消防業務を協力して円滑かつ能率的に行うため三河海上保安署（以下「甲」という。）と豊川市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

### （協定区域）

第1条 この協定となる区域（以下「協定区域」という。）は、三河港のうち豊川市域の海面とする。

### （消火活動における協定）

第2条 協定区域内における消火活動は、次の区分により行うものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁等に係留された船舶等及び上架又は入渠中の船舶等の火災並びに河川（河川の範囲は、音羽川永久橋、佐奈川浜田橋及び豊川放水路前芝大橋の上流をいう。）における船舶等の火災については乙の担当とし、甲はこれに協力する。
- (2) 前号以外の火災については、甲の担当とし、乙はこれに協力する。

### （火災の通報）

第3条 甲又は乙は、協定区域内において火災が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちにその旨を相手方に通報するものとする。

### （火災の原因及び損害の調査）

第4条 協定区域内の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査に関しては、原則として第2条第1号に係るものについては乙が、同条第2号に係るものについては甲がそれぞれ行うものとし、特に必要がある場合は、甲乙双方が協議して行うものとする。

### （重要事項等の通報）

第5条 甲は、引火性又は発火性の危険物を多量に積載した船舶の入港、その他消防上重要な事項を知った場合において、特に必要があると認めるときは、その都度その旨を乙に通報するものとする。

### （単独処理後の通報）

第6条 甲又は乙は、この協定における消防業務を単独に処理した場合は、速やかに相手方に通報するものとする。

### （相互連絡）

第7条 甲及び乙は、大規模な消火活動に備えて、これを効果的に実施するため、次の事項について相互に連絡し、調整を図るものとする。

- (1) 消火活動要領の研究及び訓練の実施
- (2) 必要器材、器具等の整備計画及びその推進状況

- (3) 化学消火剤の備蓄状況
  - (4) その他必要と認める事項
- (経費の負担)

第8条 協定区域内における火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費の負担は、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(細目及び疑義の処理)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項又はこの協定の実施に際し疑義を生じた事項は、甲乙双方が協議のうえ定める。

#### 附 則

- 1 この協定は、締結の日から効力を生ずる。
- 2 この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保管する。

平成23年11月1日

甲 三河海上保安署長 山 梶 修

乙 豊川市長 山 脇 実

## 12-1-23 災害時における被災者支援システムの相互支援に関する協定

### (目的)

第1条 この協定は、地震等の災害により被災者支援システムの運用が不可能になった場合の豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町及び東栄町（以下「東三河7自治体」という。）の相互支援体制を構築することを目的とする。

### (支援の範囲)

第2条 この協定に基づく被災者支援システムに関する支援（以下「支援」という。）の内容は、被災者支援システムの稼働に必要な機器等の貸与及び職員の派遣とする。

### (支援の要請及び実施)

第3条 地震等の災害により東三河7自治体のうちいずれかの自治体の被災者支援システムの運用が不可能になった場合、運用が不可能になった自治体（以下「被災自治体」という。）は、被災者支援システムの運用が可能な自治体（以下「支援自治体」という。）に対し、支援を要請することができる。

2 前項の要請は、希望する支援の内容を明らかにして、被災自治体の長が支援自治体の長に対して文書をもって行う。

3 支援自治体の長は、第1項の要請に基づく支援を行うことが支援自治体の業務に著しい支障をきたさないと判断した場合には、要請を受けるものとする。

### (支援経費の負担)

第4条 第2条の規定による支援に要した費用は、被災自治体が負担する。ただし、被災自治体が当該費用を支弁することが困難又は適当でないものについては、被災自治体及び支援自治体が協議して定める。

2 被災自治体が前項に定める費用を支弁する時間的余裕がなく、かつ、被災自治体から要請があった場合には、支援自治体は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

### (平常時の措置)

第5条 東三河7自治体は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、相互の情報交換及び災害時における対策に関する調査研究に努めるものとする。

### (協定内容等の見直し)

第6条 東三河7自治体は、この協定の内容が常に実践的な内容となるよう、隨時、見直しを行うものとする。

### (協議)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、東三河7自治体が協議のうえ、決定するものとする。

### (協定の効力)

第8条 この協定は、平25年3月29日から効力を生ずるものとする。ただし、東三河7自治体のうちいずれかの自治体において、被災者支援システムの運用を取りやめた場合は、効力を失う。

本協定の締結を証するため、協定書7通を作成し、東三河7自治体の長が記名押印のうえ、各1通を保有する。

2013年（平成25年）3月29日

豊橋市今橋町1番地

豊橋市長 佐原 光一

豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市長 山脇 実

蒲郡市旭町17番地1

蒲郡市長 稲葉 正吉

新城市字東入船6番地1

新城市長 穂積 亮次

田原市田原町南番場30番地1

田原市長 鈴木 克幸

北設楽郡設楽町田口字居立2番地

設楽町長 横山 光明

北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地

東栄町長 尾林 克時

## 12-1-24 東三河地区消防相互応援協定に基づく覚書

### (趣旨)

第1条 この覚書は、東三河地区消防相互応援協定（平成26年3月31日締結。以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、東三河地区の消防の相互の応援に関し、必要な事項を定める。

### (要請の方法)

第2条 要請市の消防長は、災害等の活動が終了した後、速やかに東三河地区消防応援要請書（様式第1）を応援市の消防長に提出するものとする。

### (報告の方法)

第3条 応援市の消防長は、応援隊の長が帰署後、速やかに東三河地区消防応援隊活動報告書（様式第2）を要請市の消防長に提出するものとする。

2 要請市の消防長は、前項の文書のほか、報告に関し必要な文書の提出を求めることができる。

### (協議)

第4条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度協議の上、定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書5通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月31日

豊橋市消防長 山田 淳

豊川市消防長 長谷川 完一郎

蒲郡市消防長 尾寄 卓郎

新城市消防長 宮部 憲藏

田原市消防長 大根 義久

様式第1

文 書 番 号  
平成 年 月 日

殿

要 請 者  
消防本部名  
職・氏名

印

東三河地区消防応援要請書

東三河地区消防相互応援協定第3条の規定により応援を次のとおり要請します。

要 請 日 時	
災 害 の 種 別	
災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	
被 害 の 状 況	
必要とする車両、資機材等の種類及び数量並びに人員	
応 援 隊 の 主 な 任 務	
集 結 場 所	
連 絡 担 当 者 の 氏 名	
そ の 他 必 要 な 事 項	

様式第2

文 書 番 号  
平成 年 月 日

殿

報 告 者

消防本部名

職・氏名

印

東三河地区消防応援隊活動報告書

東三河地区消防相互応援協定第6条の規定により応援隊の活動について報告します。

要 請 日 時					
災 害 の 種 別					
災 害 発 生 場 所					
出 動 日 時					
現 場 到 着 日 時					
現 場 引 揚 げ 日 時					
帰 署 日 時					
出 動 状 況	部隊種別	隊数	車両等		隊員数
	隊	隊		台	人
				台	
				台	
	隊	隊		台	人
				台	
				台	
	隊	隊		台	人

主　な　活　動　内　容	
活動上　の　異常　の　有無	
隊員　の　負傷　の　有無	
車両・資機材等の 損傷　の　有　無	
その他必要な事項	

## 12-1-25 災害時相互応援に関する協定

日立市、小山市、新座市、東村山市、豊川市、安城市及び西尾市(以下「協定市」という。)は、いずれかの市域において、地震等の大規模な災害が発生し、被災した市(以下「被災市」という。)が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被災していない市が友愛的精神に基づき行う被災市の応急対策、復旧対策及び災害からの復興を円滑に遂行するための災害時相互応援(以下「応援」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

### (応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 災害からの復興活動に必要な職員の派遣及び資器材の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認める事項

### (幹事市及び副幹事市)

第2条 応援を円滑に遂行するため、幹事市及び副幹事市を置く。

2 幹事市及び副幹事市に関し必要な事項は、別に定める「災害時相互応援に関する協定実施細目」による。

### (応援要請の手続き)

第3条 応援を要請しようとする被災市(以下「応援要請市」という。)は、次に掲げる事項を明らかにし、幹事市に、口頭、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、応援要請市は、必要事項を記載した文書を、後日速やかに幹事市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 第1条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 第1条第4号及び5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援に努めるものとする。

2 前項の規定により応援する協定市(以下「応援市」という。)は、災害発生直後、応援のため職員を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

(自主的活動)

第5条 被災市以外の協定市は、激甚な災害による通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、相互に連絡調整し、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

2 前項の規定により自主的に応援を行う協定市(以下「自主応援市」という。)は、被災市に到着後、応援内容等を被災市に速やかに連絡するものとする。

3 自主応援市は、応急対策、復旧対策及び災害からの復興に必要な情報の収集を行い、その情報を被災市に提供する。この場合において、自主応援市は、自律的活動に努めるものとする。

4 自主応援市は、応援中に直接被災市から第3条の規定による要請を受けたときは、第4条の規定により応援するものとする。なお、被災市は要請後速やかに第3条の規定に基づく手続きを行うものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担については、別に定める「災害時相互応援に関する協定実施細目」による。

(連絡担当部局)

第7条 協定市は、あらかじめ応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(雑則)

第8条 この協定の締結後、住民基本台帳人口が15万人以上20万人未満の市からこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情がない限り協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

第10条 この協定を証するため、本協定書7通を作成し、各市は記名押印の上、各1通

を保有する。

(協定の発効)

第11条 この協定は、平成30年11月1日から効力を発生するものとする。

平成30年11月1日

茨城県日立市助川町1丁目1番1号

日立市

日立市長 小川 春樹

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市

小山市長 大久保 寿夫

埼玉県新座市野火止1丁目1番1号

新座市

新座市長 並木 傑

東京都東村山市本町1丁目2番3号

東村山市

東村山市長 渡部 尚

愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市

豊川市長 山脇 実

愛知県安城市桜町18番23号

安城市

安城市長 神谷 学

愛知県西尾市寄住町下田22番地

西尾市

西尾市長 中村 健

## 災害時相互応援に関する協定実施細目

### (趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (幹事市及び副幹事市)

第2条 協定第2条に規定する幹事市及び副幹事市は、別表のとおりとする。

- 2 幹事市は、別表に基づき輪番により行うものとし、1会計年度の間これに当たるものとする。
- 3 副幹事市は、幹事市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。
- 4 協定の運用に係る所掌事務は、幹事市及び副幹事市の協議により処理するものとする。
- 5 第3項及び第4項によりがたいときは、協定市が協議して定める。

### (幹事市の所掌事務)

第3条 幹事市は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 応援要請書及び応援計画書の受け付けに関する事項。
- (2) 応援要請書及び応援計画書に係る協定市との連絡・調整に関する事項。
- (3) 協定第8条の規定による協定への参加希望に係る会議の開催に関する事項。
- (4) 協定第9条の規定により協議の必要な事項が生じた場合の会議の開催に関する事項。
- (5) 応援要請市及び応援市その他協定市との連絡調整に関する事項。

### (事務局)

第4条 この協定の円滑な運用に資するため、当分の間、豊川市に事務局を設置する。

- 2 事務局は、幹事市を補佐し、協定の実施に関し必要な事務を処理するとともに、協定の運用に関する事項について協定市と連絡調整を行う。

### (応援の要請方法)

第5条 協定第3条に規定する文書は、応援要請書（様式1）とし、口頭、電話又は電信により応援を要請する場合においても、可能な限りその内容に準じて行うものとする。

- 2 応援の要請は、幹事市に対し行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、幹事市が被災市となったときは副幹事市に対し行うものとする。
- 4 応援の要請は、協定第7条に規定する連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を経由して行うものとする。

(応援計画)

第6条 応援の要請を受けた幹事市は、副幹事市と連携し各協定市と応援について協議するとともに応援市を決定するものとする。

- 2 応援市は、応援計画書（様式2）により応援に関する計画を幹事市に通知するものとする。
- 3 応援の要請を受けた幹事市は、応援市から通知された応援計画書を被災市へ通知するものとするとともに応援計画の概要を各協定市へ報告するものとする。

(応援隊長市)

第7条 応援市のうち被災市に最も近い協定市は、応援市を代表し、応援隊長市となる。

- 2 応援隊長市は、応援市を取りまとめるとともにその結果について幹事市と連絡調整を行うものとする。

(自主的活動)

第8条 協定第5条の規定により自主的な判断により応援を行おうとする協定市は、事前に幹事市と連絡調整するものとする。

- 2 自主応援市は、被災市の被害状況や応援の要請内容を幹事市に報告するとともに被災市の被害状況や応援の要請内容を各協定市に伝達するものとする。

(経費等の負担)

第9条 協定第1条第1号から第3号までに規定する応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援要請市の負担とし、その他の経費は応援市の負担とする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費
- (2) 協定第1条第3号の車両の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- 2 協定第1条第4号及び第5号の職員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算出した旅費及び諸手当の合算額の範囲内において応援要請市の負担とする。
- 3 応援職員が負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請市の負担とする。
- 4 応援職員が第三者に損害を与えた場合の経費は、その損害が応援の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市の負担とする。
- 5 協定第5条第1項の規程により自主的に応援した場合に要した経費の負担は、被災市及び自主応援市が協議して定める。

6 応援市は、応援の期間終了後引き続き当該応援市から応援の要請があった場合において、当該応援要請市が前項の経費を支弁するいとまがないときは、当該経費について一時繰替支弁するものとする。

7 前各項に定めるもののほか、応援に要する経費については、応援要請市と応援市とが協議して定める。

(経費の請求)

第10条 前条に定める経費の請求は、応援が完了し、又は応援要請市の状況が安定した後、応援市の市長名による請求書に応援に要した経費の額が分かる書類を添えて、連絡担当部局を経由して応援要請市の長に対し行うものとする。

2 前項の規定により難いときは、応援要請市及び応援市が協議して定める。

(応援職員への対応)

第11条 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

3 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(応援内容の報告)

第12条 幹事市は、応援が完了したとき、及び応援が長期にわたることが想定されるときは、隨時、協定市に応援の内容を報告するものとする。

(連絡担当部局)

第13条 協定市は、協定第7条の規定により応援のための連絡担当部局を定めたときは、課名、担当責任者及びその補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。(様式3)

(会議及び訓練の実施)

第14条 協定市は、必要に応じ防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

(実施細目の発効)

第15条 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

別表（第2条関係）

No.	幹事市及び副幹事市	
	幹事市	副幹事市
1	新座市	西尾市
2	日立市	豊川市
3	東村山市	小山市
4	西尾市	新座市
5	安城市	日立市
6	豊川市	東村山市
7	小山市	安城市

注 幹事市の輪番の順は、平成30年度を1とし、協定市の  
増減があるときは、その都度見直しをする。

(様式 1)

第 号

年 月 日

幹事市あて

要請市

市長

## 応援要請書

災害時相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

### 1 応援を要請する理由

### 2 添付書類

- ・被害状況（様式 1－1）
- ・応援要請書 1（物資の提供等）（様式 1－2）
- ・応援要請書 2（職員の派遣）（様式 1－3）

### 3 連絡先

担当課・係

担当者

電話番号

FAX番号

メールアドレス

(様式1－1)

## 被 告 状 況

市 名	
報告日時	
担当課名	
連絡先	

災害対策 本部の 設置状況	設置	年 月 日
		時 分
	職員	月 日 時 分
	配備状況	人

区 分		被害状況		
人的 被害	死 者	人		
	行方不明者	人		
	負傷者	重傷	人	
		軽傷	人	
住宅 被害	全 壊	棟	世帯	
	半 壊	棟	世帯	
	一部損壊	棟	世帯	
	流 出	棟	世帯	
	床上浸水	棟	世帯	
	床下浸水	棟	世帯	
非 住 家 被 害	全 壊	棟		
	半 壊	棟		
	一部損壊	棟		
道 路 被 害 等	道 路	通行止め	箇所	
	橋りょう等	通行止め	箇所	

区 分		被害状況		
河 川		堤防決壊 箇所		
崖(山)崩れ		箇所		
ライ フ ラ イ ン 被 害	水 道	断水	戸	
	電 気	停電	戸	
	ガ ス	停止	戸	
	電 話	不通	回線	
	下水道	延長	Km	
	工業用水道	断水	事務所	
その 他	鉄道不通	箇所		
	港湾施設	箇所		
罹 災 世 帯		世 帯		
罹 災 者 数		人		
火 災		件		

被害集中地域	
主な活動内容	

(様式 1-2) (様式 2-1)

応援要請（計画）書 1（物資の提供等）

応 援 要 請 市	市 名	
	所 属	
	担当者	
	電話番号	
	FAX 番号	
応 援 市	市 名	
	所 属	
	担当者	
	電話番号	
	FAX 番号	

応援要請内容（応援要請市が記入）							
品 目	規 格	数 量	輸送先 住 所 (地図番号)	輸送先 名 称 TEL	輸送手段	現 地 責 任 者	輸送希望 日 時
					陸路 可・不可 最寄ヘリポート等		年 月 日 時

受 諾 内 容（応 援 市 が 記 入）							
応援市	数 量	輸送予定日時	所 属	担 当 者	電 話 番 号	FAX 番 号	備 考
		年 月 日 時					

(様式 1-3) (様式 2-2)

### 応援要請（計画）書 2（職員の派遣）

応 援 要 請 市	市 名	
	所 属	
	担当者	
	電話番号	
	FAX 番号	
応 援 市	市 名	
	所 属	
	担当者	
	電話番号	
	FAX 番号	

応援要請内容（応援要請市が記入）							
職種	活動内容	人員	勤務場所 住所 (地図番号)	勤務先 名称 TEL	期間	輸送手段	現地 責任者
					～	陸路 可・不可 最寄ヘリポート等	

受諾内容（応援市が記入）							
応援市	人員	期間	派遣担当所属	担当者	電話番号	FAX 番号	備考
		～					

## 連絡担当部局一覧

市名	住所						
	担当部署		担当者名		連絡先		
	連絡担当部名	連絡担当課名	部長氏名	課長氏名	電話(代表・内線)	FAX番号	衛星携帯電話会社名
	連絡担当係名		連絡担当者氏名		電話(直通)	メールアドレス	衛星携帯電話番号
夜間・休日連絡先名		夜間・休日連絡先電話		その他			
茨城県 日立市	〒						
					連絡先		
栃木県 小山市	〒						
					連絡先		
埼玉県 新座市	〒						
					連絡先		
愛知県 西尾市	〒						
					連絡先		
愛知県 豊川市	〒						
					連絡先		

## 12-1-26 災害時等における豊川警友会の協力に関する協定書

愛知県豊川警察署（以下「甲」という。）、豊川市（以下「乙」という。）及び豊川警友会（以下「丙」という。）は、乙の区域内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において丙が乙に協力して行う災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第65条第1項の応急措置の業務に係る活動（以下「協力活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時等における丙による協力活動に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力活動の内容）

第2条 協力活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 丙の会員の在住する地域における被災状況その他の災害に関する情報を収集し、甲に報告すること。
- (2) 乙が行う避難所の開設及び運営の際に必要な甲乙間の連絡業務に対する補助を行うこと。
- (3) 災害の復興期において自主防災会等が組織する自警団等に対し、防犯パトロール等に関する助言及び指導を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応急措置業務について甲及び乙が必要と認める業務の補助を行うこと。

### （要請等）

第3条 乙は、災害時等において必要があると認めるときは、丙に対して協力活動の実施を要請することができる。

2 丙は、前項の要請があったときは、可能な範囲内で協力活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、乙の区域内で震度6弱以上の地震が発生したときは、丙は、自主的に協力活動を実施することができるものとする。この場合において、丙は、協力活動を実施する旨を甲に報告しなければならない。

### （連絡）

第4条 甲は、第2条第1号又は前条第3項後段の報告を受けたときは、速やかに当該報告の内容を乙に連絡するものとする。

### （要請手続）

第5条 乙は、第3条第1項の要請をしようとするときは、甲と調整のうえ、甲を介して文書で行うものとする。ただし、緊急を要する等の理由により文書によりがたいときは、口頭により要請することができる。

### （安全の確保）

第6条 甲及び乙は、協力活動を実施する丙の会員の安全に配慮しなければならない。

### （費用の負担）

第7条 丙が協力活動を実施するために要した費用については、丙の負担とする。

### （損害補償）

第8条 乙は、丙の会員が協力活動を実施したことにより、死亡し、負傷し、若しくは

疾病にかかり、又は協力活動を実施したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、豊川市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年豊川市条例第31号）に基づき補償する。

（守秘義務）

第9条 丙は、協力活動の実施により知り得た個人情報等を、協力活動以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了日の1月前までに甲、乙又は丙から特段の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（訓練への参加等）

第11条 丙は、災害時等に円滑に協力活動の実施をできるよう、丙の会員に対し、地域の自主防災会等が行う防災訓練に積極的に参加するよう啓発するものとする。

2 丙は、甲又は乙から、甲又は乙が実施する防災訓練等への参加の依頼があったときは、参加するよう努めるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年 8月10日

所在地 豊川市諏訪3丁目245番地  
甲 名称 愛知県豊川警察署  
代表者 警視浮海浩明

所在地 豊川市諏訪1丁目1番地  
乙 名称 豊川市  
代表者 豊川市長山脇実

所在地 豊川市諏訪3丁目245番地  
丙 名称 豊川警友会  
代表者 会長寺田作治

## 12-1-27 防災情報の共有に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部（以下「乙」という。）は、各自が保有する防災情報や乙が保有する豊川用水の管理情報（以下「情報」という。）を共有することに関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が保有する情報を共有することにより、豊川市地域防災業及び豊川用水の防災業務における体制の充実、強化に資することを目的とする。

### （共有する情報）

第2条 乙が提供し、共有する情報については、次のとおりとする。

- (1) 豊川用水流域情報（インターネット）
- (2) 以下に示す施設のカメラ映像（インターネット）  
駒場池（上流、下流）
- (3) 豊川用水総合事業部が行った巡視及び活動状況、被災状況等

2 甲が提供し、共有する情報については、甲が行った巡視及び活動状況、被災状況等とする。

### （共有する情報の取扱い）

第3条 共有する情報に係る一切の権利は、共有する以前において当該情報を保有する者（以下「権利者」という。）に帰属するものとする。

2 甲又は乙は、共有する情報を、甲及び乙以外の第三者（以下「第三者」という。）へ提供することが必要になった場合は、あらかじめその旨を権利者に通知し承諾を得るものとする。この場合、第三者へ提供する情報は、情報の趣旨が変わる加除修正を行わないものとする。

3 甲又は乙は、第三者への情報提供に際し、第三者に損害を与え又は第三者と争議が生じた場合は、第三者に情報提供したものが責任を持って解決するものとする。

### （情報の提供方法等）

第4条 甲が提供する情報は、電話、ファクシミリ及び電子メールにより行うものとする。

2 乙が提供する情報は、電話、ファクシミリ、電子メール及びインターネットにより行うものとし、アドレス等については、別途通知するものとする。

なお、甲は、通知するアドレス等について、第三者に漏洩してはならない。

3 甲が情報の提供を受けるために必要な機器及びインターネットへの接続並びに維持管理に係る一切の費用は、全て甲が負担するものとする。

4 甲は、提供を受ける情報について、次の事項に係る場合は、その責任を乙に問わないものとする。

- (1) 情報の精度及び機器等の故障や保守のために生じた情報の欠落、情報送信の停止
- (2) 天災その他不可抗力に基づく機器の故障による情報送信の停止又は異常値の送信

(3) インターネット接続業者の都合による接続やサービスの一時停止

(連絡窓口)

第5条 情報の確実な提供、円滑な連絡等を図るための連絡先を別途通知するものとする。

(その他)

第6条 この協定書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書二通を作成し、甲及び乙捺印の上、各々一通を保有する。

平成30年3月5日

甲 豊川市  
豊川市長 山脇 実

乙 独立行政法人水資源機構  
豊川用水総合事業部長 小酒井 徹

## 12-1-28 原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書

愛知県豊川市（以下「豊川市」という。）と静岡県掛川市（以下「掛川市」という。）とは、浜岡原子力発電所において原子力災害が発生した場合（以下「原子力災害時」という。）における掛川市民の広域避難（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、豊川市及び掛川市が原子力災害時に、災害対策基本法第86条の9の規定に基づく協議等及び「掛川市原子力災害広域避難計画の方針」に基づき行う掛川市民の広域避難計画を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### （広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時に、掛川市民の生命及び身体を保護するため、豊川市へ避難又は一時移転の必要があると認められ、受入要請があった時には、豊川市は、被災又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合を除き、愛知県と連携して避難者の受入れを行うものとする。

2 避難所の開設等の避難所運営は、掛川市の要請を踏まえて、初動対応（3日程度を目安）については豊川市で対応し、できる限り速やかに掛川市に引き継ぐ。

3 掛川市が静岡県を通じて豊川市に対して行う要請内容は、次のとおりとする。

（1）避難経由所の開設、運営等

（2）避難所の開設、掛川市による運営体制に移行するまでの避難所の運営等

4 掛川市は、愛知県及び豊川市の協力を得て、あらかじめ前項の避難経由所及び避難所を把握しておくものとする。

5 掛川市は、静岡県と共に、国や関係事業者、愛知県、豊川市と連携して、広域避難に係る避難経由所や避難所の運営等に必要となる人員・物資・資機材などを確保し、豊川市の負担が過大なものとならないよう配慮しなければならない。

### （広域避難の受入要請等）

第3条 豊川市に対する広域避難の受入要請は、災害対策基本法第86条の9第1項に基づき、掛川市が静岡県及び愛知県を通して行うものとする。

2 豊川市は、愛知県と広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

(受入期間)

第4条 前条の規定による要請を受け、豊川市が広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月程度とする。それ以降は、より広範囲での移転等の可能性も含め、国及び静岡県が調整する。

(避難退域時検査等)

第5条 広域避難を行う掛川市民に対する避難退域時検査及び簡易除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び掛川市民の安全・安心のため、国の原子力災害対策指針等を踏まえ、静岡県が実施する。

(費用の負担)

第6条 避難者の受入れに要した費用は、原則として掛川市が負担するものとする。

2 掛川市は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、豊川市に対し当該費用を一時繰替の支弁を求めることができるものとする。

(情報の交換)

第7条 豊川市及び掛川市は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、豊川市及び掛川市の担当課長とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、豊川市及び掛川市が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、豊川市及び掛川市が記名・押印のうえ、各自1通を所持する。

令和2年3月30日

愛知県豊川市長 竹本 幸夫

静岡県掛川市長 松井 三郎

## 12-1-29 災害時における相互応援に関する協定書

愛知県豊川市と静岡県掛川市（以下「協定市」という。）とは、いずれかの市域において地震、豪雨、洪水、原子力、火山その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、相互扶助の精神に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条の規定に基づく災害相互応援について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、協定市が相互に応援することにより、被災した市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置ができない場合に、被災市の要請に応え、当該災害による被災を受けていない市が、被災市の応急対策、災害復旧等を円滑に遂行することを目的とする。

### （応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- (3) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 避難者の一時収容に必要な施設の提供及び人的支援
- (5) ボランティアのあっ旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

### （応援の要請等）

第3条 応援を要請しようとする被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、第9条第1項に定める連絡担当部課に対してあらかじめ電話等により要請を行うとともに、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況

- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、避難者の世帯数及び人数
- (5) 応援場所
- (6) 応援期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、直ちに必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等により応援の必要があると認めるときは、必要な応援をすることができるものとする。

(指揮)

第5条 応援の業務に従事する職員は、応援要請を行った被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、被災市及び応援を要請された協定市が協議して決定するものとする。

(損害賠償等)

第7条 応援の業務に従事した職員が当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はこれにより発生した負傷又は疾病のため死亡し、若しくは障害を有することとなった場合は、本人又は遺族に対する補償は、被災市が賠償の責めを負うものとする。

2 応援の業務に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市が賠償の責めを負うものとする。

(情報交換等)

第8条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

(連絡体制)

第9条 協定市は、相互応援の窓口として、連絡担当部課をあらかじめ定めるものとする。

2 この協定を円滑に遂行するため、毎年4月及び連絡責任者交替時に連絡責任者職名及び連絡先の電話番号等を確認するものとする。

(協議)

第10条 この協定の履行に関し必要な事項及び定めのない事項は、協定市が協議し定める。

この協定の締結を証するため本協定書を2通作成し、各市長が署名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

令和2年3月30日

愛知県豊川市長 竹本 幸夫

静岡県掛川市長 松井 三郎

## 12-1-30 豊川市と国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学減災連携研究センターとの連携協力に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学減災連携研究センター（以下「乙」という。）は、以下の条項に従い協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携協力することにより、地域での防災にかかる知識の普及や活動の促進と互恵を目的として締結する。

### （連携協力する事項）

第2条 甲及び乙は、次の各号について可能な範囲で連携協力する。

- (1) 防災啓発や教育に関する情報、資料、教材、知見等の提供
- (2) 防災講演会等の催しにおける広報、運営面での協力
- (3) 災害発生時における情報共有や被害調査等における協力

### （連絡・調整窓口の設置）

第3条 甲及び乙は、連携協力して実施する具体的な事業内容、実施方法については、連絡・調整するための窓口をそれぞれ定めるものとする。

### （費用負担）

第4条 甲及び乙は、本連携協力に関する費用を各自で負担するものとする。

### （秘密等の取扱い）

第5条 甲及び乙は、第2条の規定による連携協力により知り得た相手方の秘密について、法令又は条例等に基づく場合を除き、相手方の事前の同意なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、第2条の規定による連携協力により取得した個人情報について、豊川市個人情報保護条例及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の規定を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

### （知的財産権の取り扱い）

第6条 第2条の規定により甲及び乙が連携協力した結果、研究成果その他の知的財産権が生じたときは、その取扱いについて、甲乙協議のうえ決定するものとする。

### （協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定の成立した日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面による申

出がないときは、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。  
(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年12月22日

甲 豊川市  
豊川市諏訪一丁目1番地  
豊川市長 竹本幸夫

乙 名古屋市千種区不老町  
国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学  
減災連携研究センター  
センター長 飛田潤